

下関市土地管理構想（豊田・豊北地域）

令和7年6月

目 次

序章 下関市土地管理構想の目的-----	4
1. 策定の目的-----	4
2. 対象範囲-----	4
3. 構想の位置付け-----	5
4. 目標年次-----	5
5. 策定までの取組-----	5
6. モニタリングと見直し-----	5
7. 構成-----	6
第1章 土地管理に関する現状と課題-----	7
1. 基礎的な状況-----	7
（1）農地-----	7
（2）森林-----	11
（3）集落-----	15
2. 土地管理における現状と課題の整理-----	21
（1）農地の管理における現状と課題-----	21
（2）森林の管理における現状と課題-----	23
（3）集落における暮らしと課題-----	25
3. 土地管理の必要性-----	27
（1）農地-----	27
（2）森林-----	27
（3）集落-----	27
4. 土地の管理水準の低下の原因と影響-----	29
（1）農地-----	29
（2）森林-----	29
（3）集落-----	29
第2章 土地管理に関する基本構想-----	31
1. 土地管理に関する基本的な考え方-----	31
2. 土地管理の目標-----	31
3. 都市計画マスタープランに示す地域の将来像-----	32
（1）将来都市構造-----	32
（2）ライフスタイルのイメージ-----	33
4. 土地管理の方向性-----	34
（1）農地-----	34
（2）森林-----	34
（3）集落-----	34

第3章 土地管理の方針-----	35
1. 土地管理の方針-----	35
(1) 農地の管理方針-----	35
(2) 森林の管理方針-----	36
(3) 集落の管理方針-----	37
2. 実質的な土地管理に向けて-----	38
第4章 管理構想図-----	39
1. 管理すべきエリアの考え方-----	39
(1) 農地-----	39
(2) 森林-----	40
(3) 集落拠点-----	41
2. 管理構想図の作成の考え方-----	42
(1) 農地、森林エリア-----	42
(2) 集落拠点-----	44
3. 管理構想図-----	45
(1) 農地、森林エリア-----	45
(2) 集落拠点-----	46

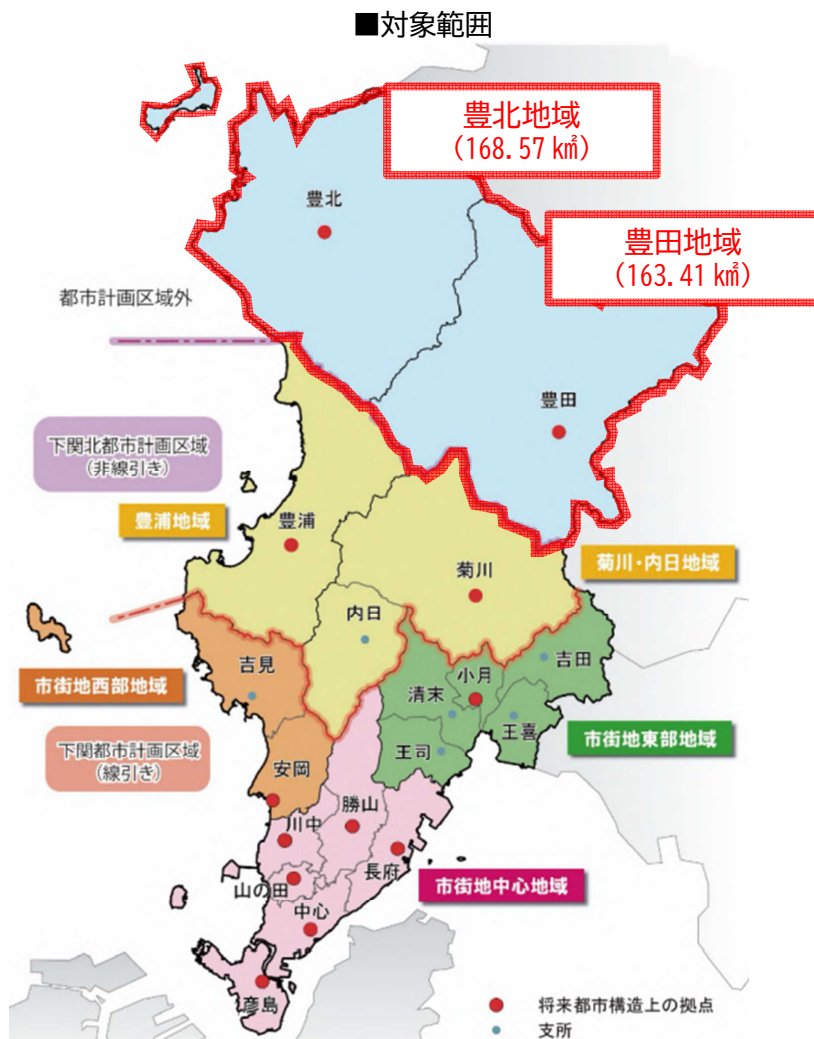
序章 下関市土地管理構想の目的

1. 策定の目的

- ・本市は平成 17 年に市町合併し、旧下関市、旧豊浦町、旧菊川町、旧豊田町、旧豊北町から形成されている。
- ・令和 3 年度に策定した都市計画マスタープランでは、都市計画区域外（豊田地域・豊北地域）も含む全市を対象として、本市の将来都市像及び都市づくりの目標、都市計画の基本方針などを示している。
- ・また、本市では集約型都市構造に向けた取組を推進する計画として立地適正化計画を策定し、都市計画マスタープランに示す都市の将来像実現に向けた具体的なまちづくりの方向性を示している。
- ・一方で、本市の立地適正化計画は都市計画区域を対象としていることから、都市計画区域外である豊田地域・豊北地域の拠点となる集落拠点については具体的なまちづくりの方向性を示すことができていない。
- ・そのため、都市計画区域外である豊田・豊北地域を対象として、集落拠点をはじめ、地域づくりに深く関係する農地、漁港及び周辺の集落、森林などの土地管理のあり方を含めた、まちづくりの方向性を示すべく「下関市土地管理構想（豊田・豊北地域）」を策定する。

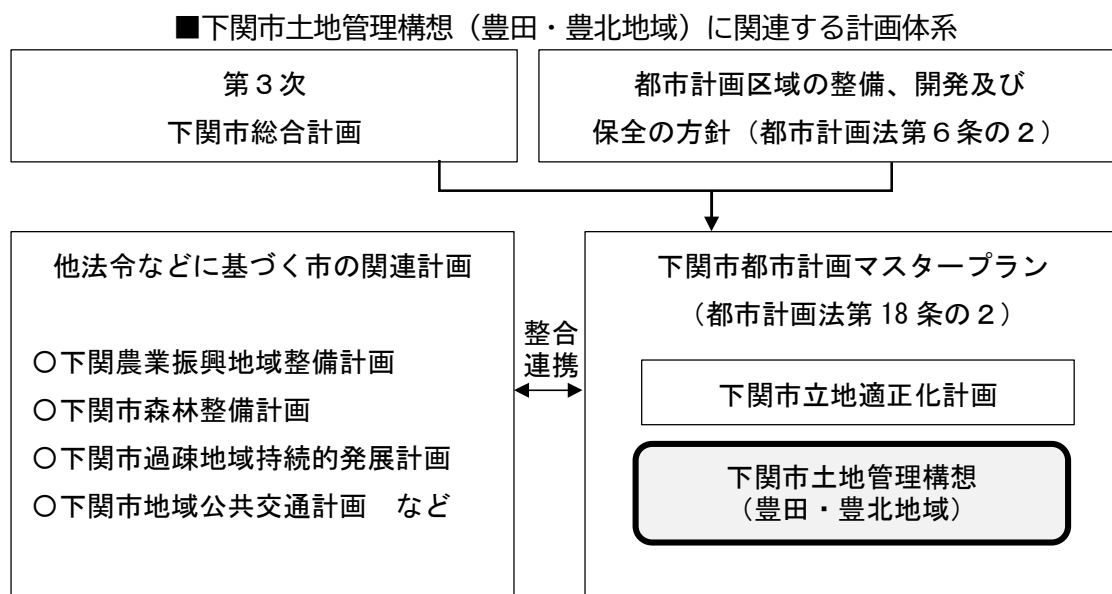
2. 対象範囲

- ・下関市都市計画マスタープランにおける豊田地域、豊北地域の範囲とする。



3. 構想の位置付け

- ・本構想は国土の管理構想（国土交通省、令和3年6月策定）に基づき、本市の都市計画区域外である豊田地域、豊北地域を対象として、農地、森林、集落の土地の管理のあり方、管理すべきエリア、課題、必要な措置を示すべく、下関市都市計画マスタープランの一部として策定する市町村管理構想である。
- ・下関市立地適正化計画とともに『第3次下関市総合計画』『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』などの上位計画に即して策定する。また、農業、森林整備、漁業、公共交通などの多様な分野の施策、計画との連携を図る。



4. 目標年次

- ・本構想の目標年次は構想の位置付けをふまえ、下関市都市計画マスタープラン及び下関市立地適正化計画の目標年次である令和22年（2040年）とする。

5. 策定までの取組

- ・令和5年11月16日 豊田総合支所・豊北総合支所とのワークショップ
地域の現状や問題となっていること、目指すべき将来像とその実現に向けた課題についてワークショップを実施
- ・令和6年8月26日 山口県農業協同組合、山口県西部森林組合との意見交換
農林業の現状と問題、これからの取組について意見交換を実施
- ・令和6年8月27日 豊田総合支所・豊北総合支所との意見交換
前回ワークショップの意見や計画の内容を示しながら素案作成に係る意見を聴取
- ・令和7年1月23日 豊田総合支所にて住民説明会を開催
- ・令和7年1月24日 豊北総合支所にて住民説明会を開催

6. モニタリングと見直し

- ・策定後の取組や関係計画の策定・運用状況などを踏まえ、概ね10年毎に随時調整を図り見直ししていくものとする。

7. 構成

本構想の構成を以下に示す。

第1章 土地管理に関する現状と課題

- ・豊田地域、豊北地域の土地の管理に関する概況整理とともに、社会的な状況を整理し、土地管理に関する現状と課題、土地管理の必要性を整理する。

第2章 土地管理に関する基本構想

- ・第1章を踏まえ、土地管理水準の低下の状況とそれによる影響を整理するとともに、土地管理の基本的な考え方、土地管理の目標を導く。

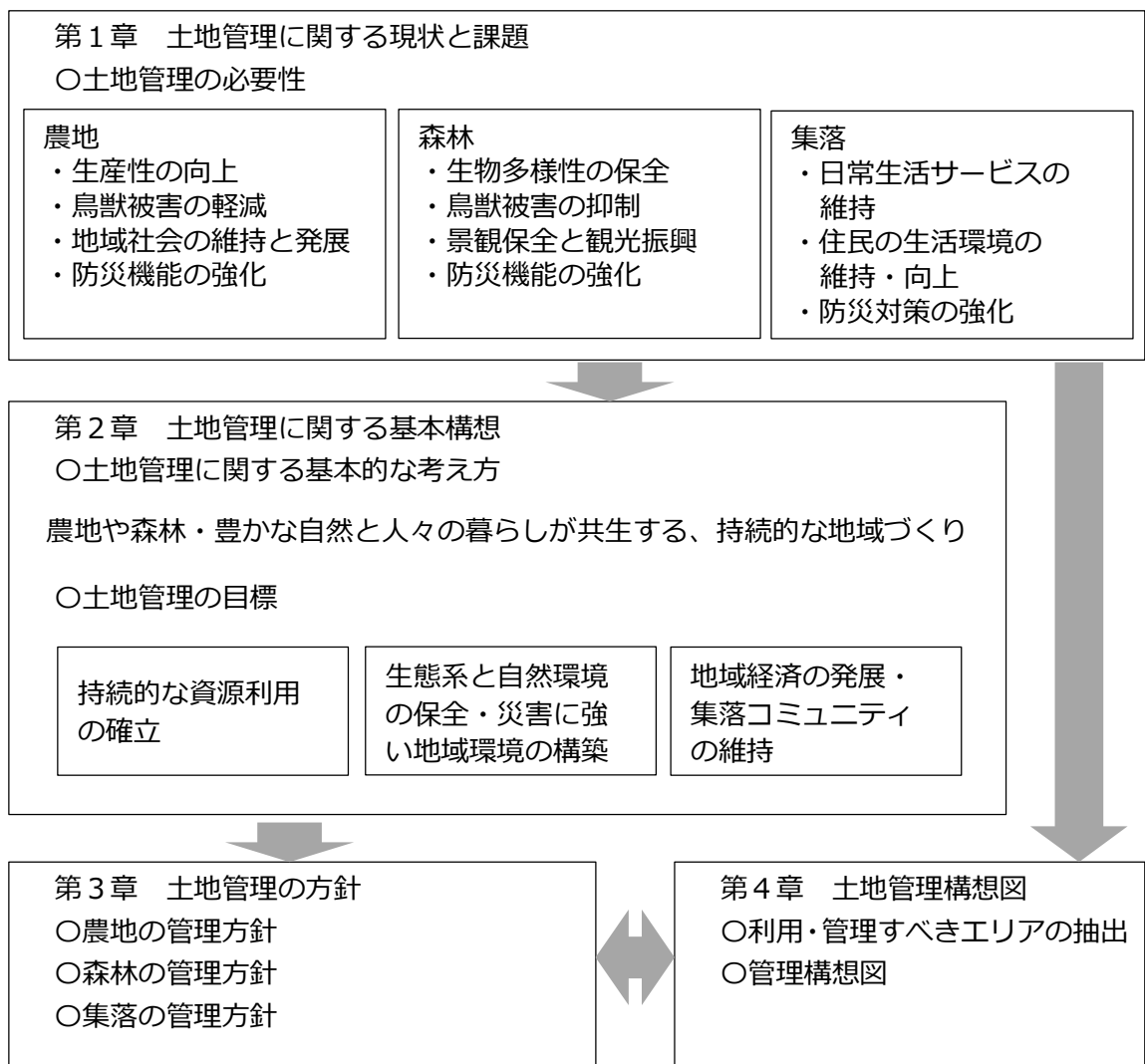
第3章 土地管理の方針

- ・第2章で導いた土地管理の基本的な考え方、目標をもとに、農地、森林、集落拠点ごとに土地管理の方針を示す。

第4章 管理構想図

- ・第1章、第2章を踏まえ、土地の管理水準の低下などにより対応が求められるエリアを整理し、その具体的な範囲を管理構想図として示す。

■本構想の構成



第1章 土地管理に関する現状と課題

1. 基礎的な状況

(1) 農地

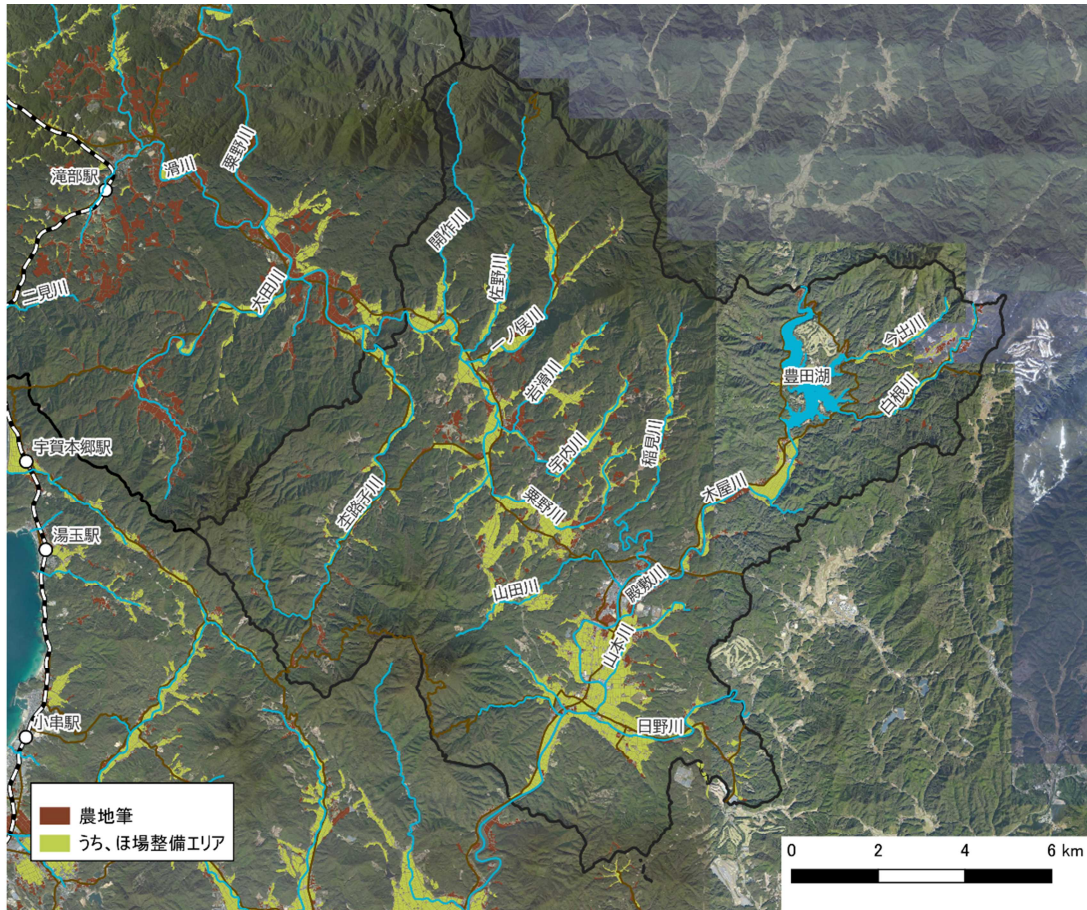
① 豊田地域

- ・農地は殿敷川沿いや木屋川沿い、栗野川沿いなどの平地を中心に広がっており、農地面積は1,485haである（農林水産省 農地の区画情報に基づき、地域内の農地筆を集計）。
- ・地域内の多くの農地でほ場整備が行われており、販売農家※の農地1,330haのうち、令和5年時点で1,204.8ha（90.6%）で整備済みである。
- ・地域内の農家数は、販売農家、自給的農家※ともに減少傾向にあるが、大河内や中村などの木屋川沿いを中心に、主に平地でほ場整備を行った一定の規模の農地では後継者を確保している割合の高い集落もある。

※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

※自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

■ 豊田地域の農地分布状況

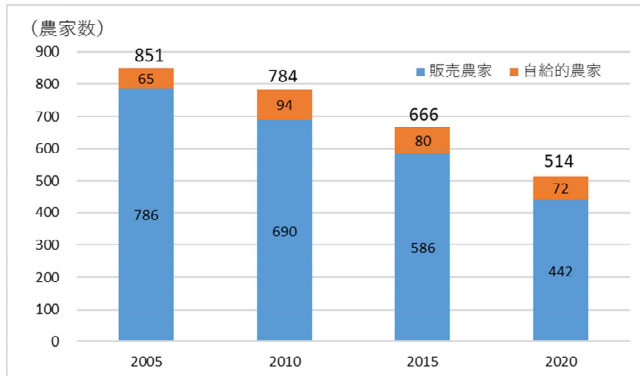


（出典）

農地筆：農地の区画情報 筆ポリゴン（令和6年6月21日更新）を表示（農林水産省）

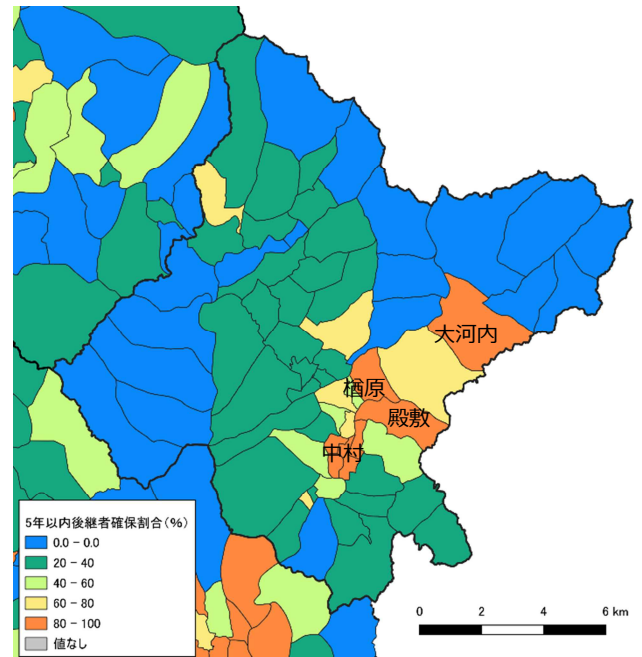
ほ場整備エリア：筆ポリゴンをベースに「豊田総合支所管内 圃場整備関連図面（令和5年3月31日時点）」に基づき表示

■農家数の推移



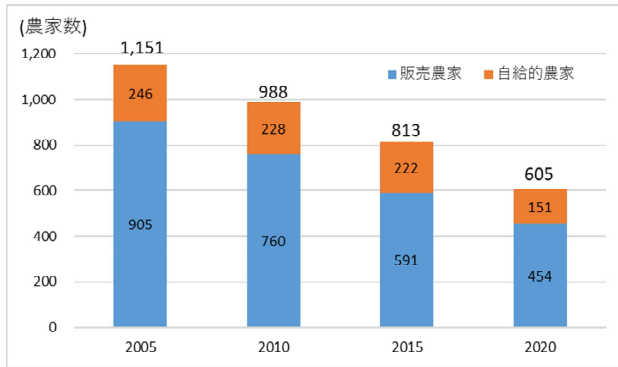
(出典) 農林業センサス

■5年以内後継者確保割合



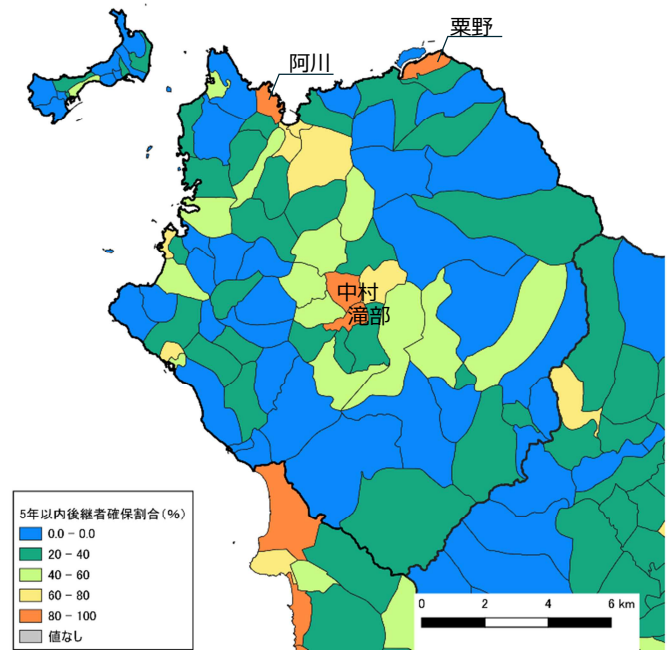
(出典) 農林業センサス (令和2年)

■農家数の推移



(出典) 農林業センサス

■5年以内後継者確保割合



(出典) 農林業センサス (令和2年)

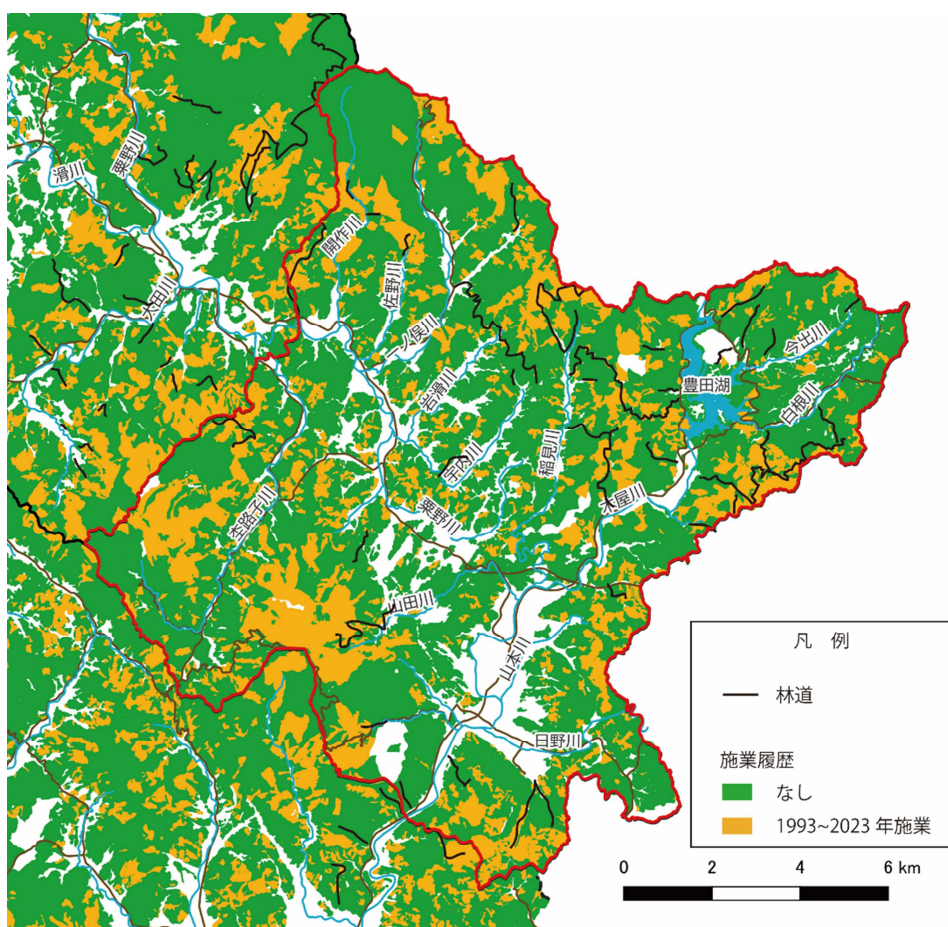
(2) 森林

① 豊田地域

- ・森林簿によると、地域内の地域森林計画対象民有林は 13,242ha で、市全体の地域森林計画対象民有林面積 46,619ha の約 28.4%が当地域にある。このうち、2,436ha（約 18.4%）で施業※が行われている。内訳は、人工林 6,297ha（47.6%）、天然林 6,414ha（48.4%）、その他（竹林など）531ha（4.0%）である。所有状況は、県・市 22.8%、公社・公団 5.6%、社寺・会社 3.7%、個人など 67.9%で、大半は個人が所有している。
- ・地域内の林業経営体数は減少しており、2020 年時点で 19 経営体である。市全体に対する割合をみると 2015 年から 2020 年にかけて増加しており、2020 年時点で約 29.7%である。

※施業：伐採、造林、保育のように目的をもって森林に働きかけること。

■森林の分布



（出典）施業履歴：豊田地域森林計画（令和 6 年 4 月 1 日山口県）
林道：下関市森林整備計画（令和 6 年 4 月）

■施業の状況

	面積 (ha)			割合 (%)	
	未施業	施業済み	合計	未施業	施業済み
豊田エリア	10,806	2,436	13,242	81.6	18.4

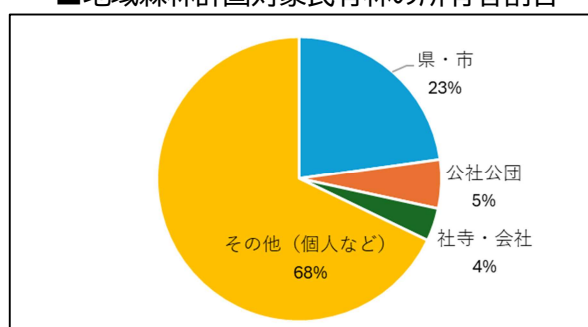
（出典）豊田地域森林計画（令和 6 年 4 月 1 日山口県）

■地域森林計画対象民有林の種別

	面積(ha)	割合
人工林	6,297	47.6%
天然林	6,414	48.4%
その他（竹林など）	531	4.0%
合計	13,242	100.0%

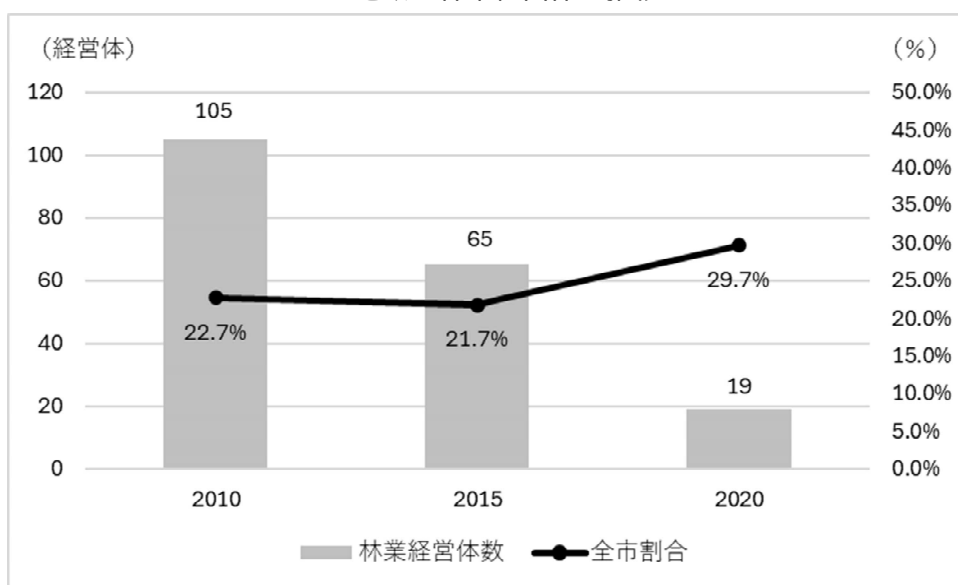
（出典）豊田地域森林計画
（令和 6 年 4 月 1 日山口県）

■地域森林計画対象民有林の所有者割合



（出典）豊田地域森林計画
（令和 6 年 4 月 1 日山口県）

■地域の林業経営体の推移



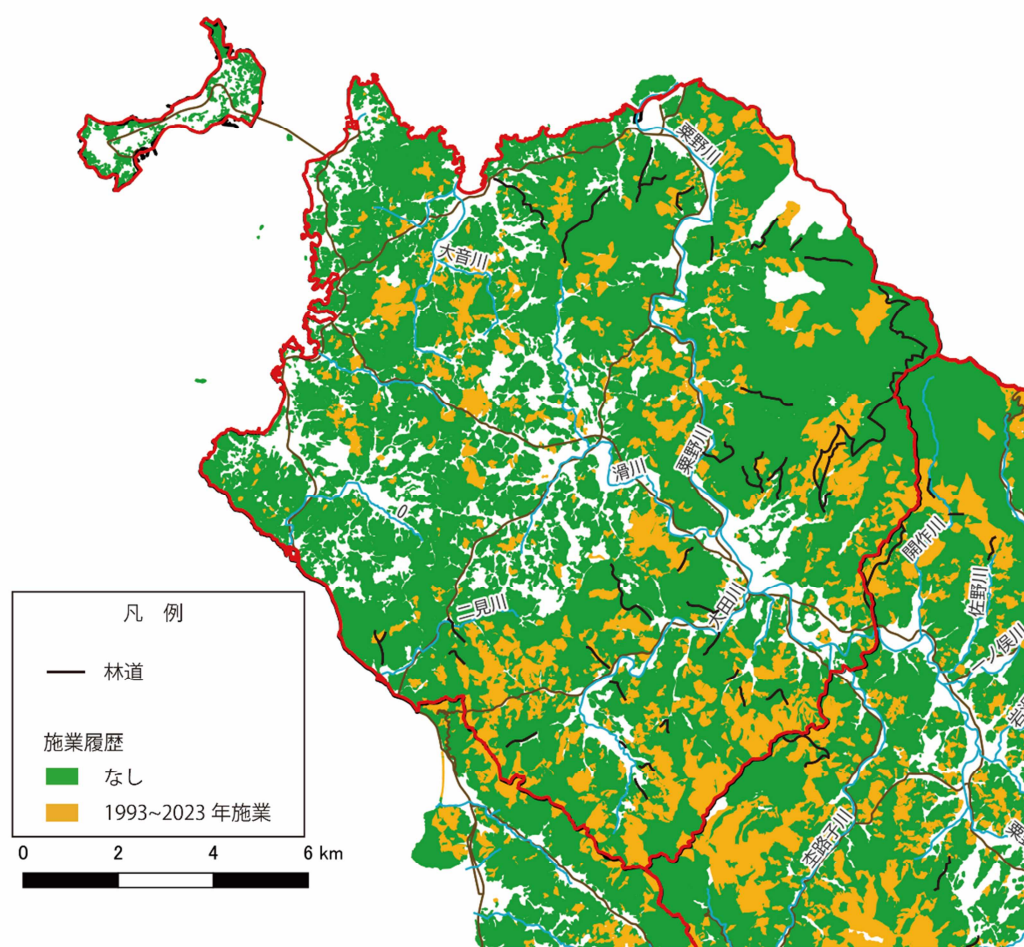
（出典）農林業センサス

②豊北地域

- ・森林簿によると、地域内の地域森林計画対象民有林は 12,074ha で、市全体の地域森林計画対象民有林面積 46,619ha の約 25.9%が当地域にある。このうち、1,941ha（約 16.1%）で施業※が行われている。
- ・地域計画対象民有林の内訳は、人工林 4,155ha（34.4%）、天然林 6,961ha（57.7%）、その他（竹林など） 958ha（7.9%）である。所有状況は、県・市 12.0%、公社・公団 5.8%、社寺・会社 9.3%、個人など 72.9%で、大半は個人が所有している。
- ・地域内の林業経営体数は減少しており、2020 年時点で 7 経営体である。市全体に対する割合をみると 2015 年から 2020 年にかけて大幅に減少しており、2020 年時点で 10.9%である。

※施業：伐採、造林、保育のように目的をもって森林に働きかけること。

■森林の分布



(出典) 施業履歴：豊田地域森林計画（令和 6 年 4 月 1 日山口県）
林道：下関市森林整備計画（令和 6 年 4 月）

■施業の状況

	面積 (ha)			割合 (%)	
	未施業	施業済み	合計	未施業	施業済み
豊北エリア	10,132	1,941	12,074	83.9	16.1

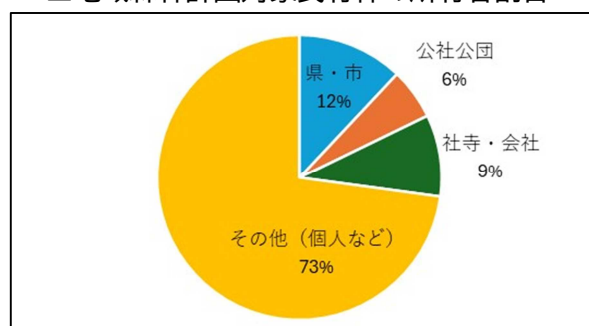
(出典) 豊田地域森林計画（令和 6 年 4 月 1 日山口県）

■地域森林計画対象民有林の種別

	面積(ha)	割合
人工林	4,155	34.4%
天然林	6,961	57.7%
その他（竹林など）	958	7.9%
合計	12,074	100.0%

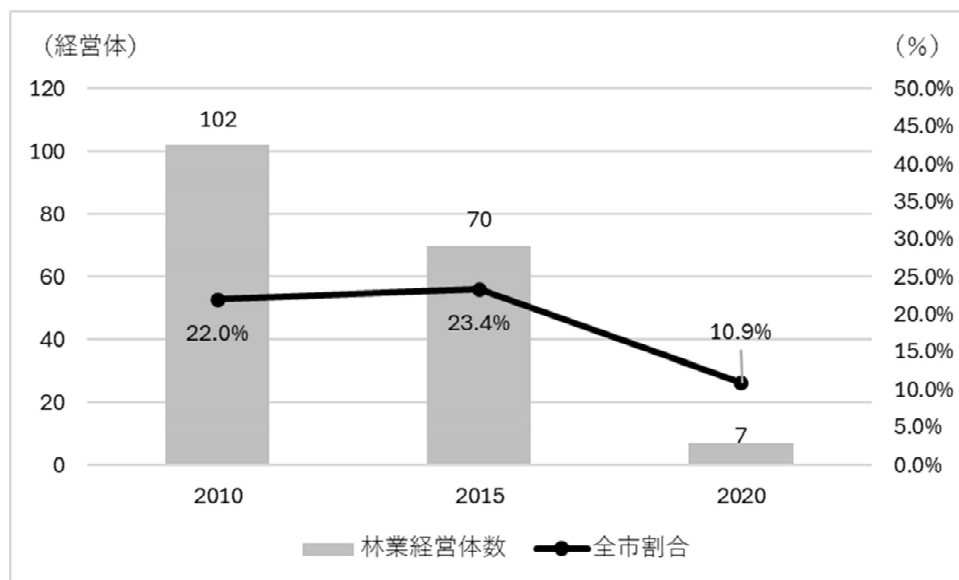
（出典）豊田地域森林計画
（令和6年4月1日山口県）

■地域森林計画対象民有林の所有者割合



（出典）豊田地域森林計画
（令和6年4月1日山口県）

■地域の林業経営体の推移



（出典）農林業センサス

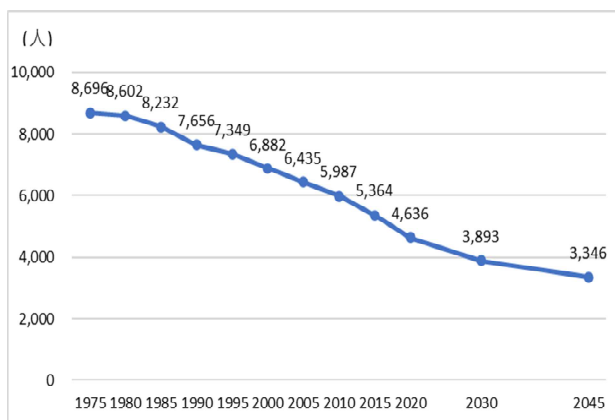
(3) 集落

1) 人口、高齢化率

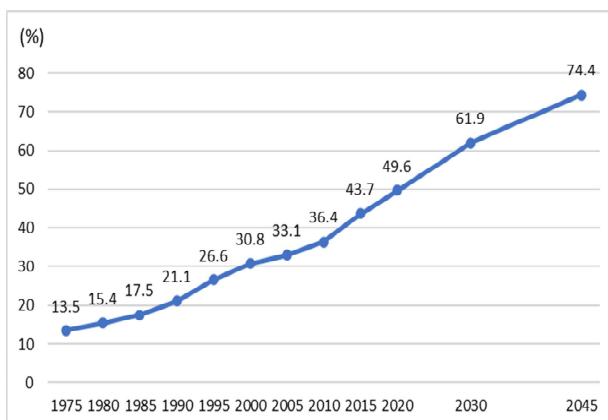
①豊田地域

- ・地域の人口は減少傾向となっており、2020年時点で4,636人である。これは1975年（第2次ベビーブーム直後）の約53%である。
- ・今後も人口は減少傾向が続き、2045年には3,346人になると予測されている。
- ・地域の高齢化率は増加傾向にあり、2020年時点で49.6%である。これは1975年（第2次ベビーブーム直後）の約3.7倍である。
- ・今後も高齢化傾向は増加が続き、2045年には74.4%になると予測されている。大河内や殿敷の集落周辺では比較的人口が維持される反面、中台や下台の集落、明見や小原、野谷、河内の集落周辺では、人口が減少することが予測されている。

■人口の推移

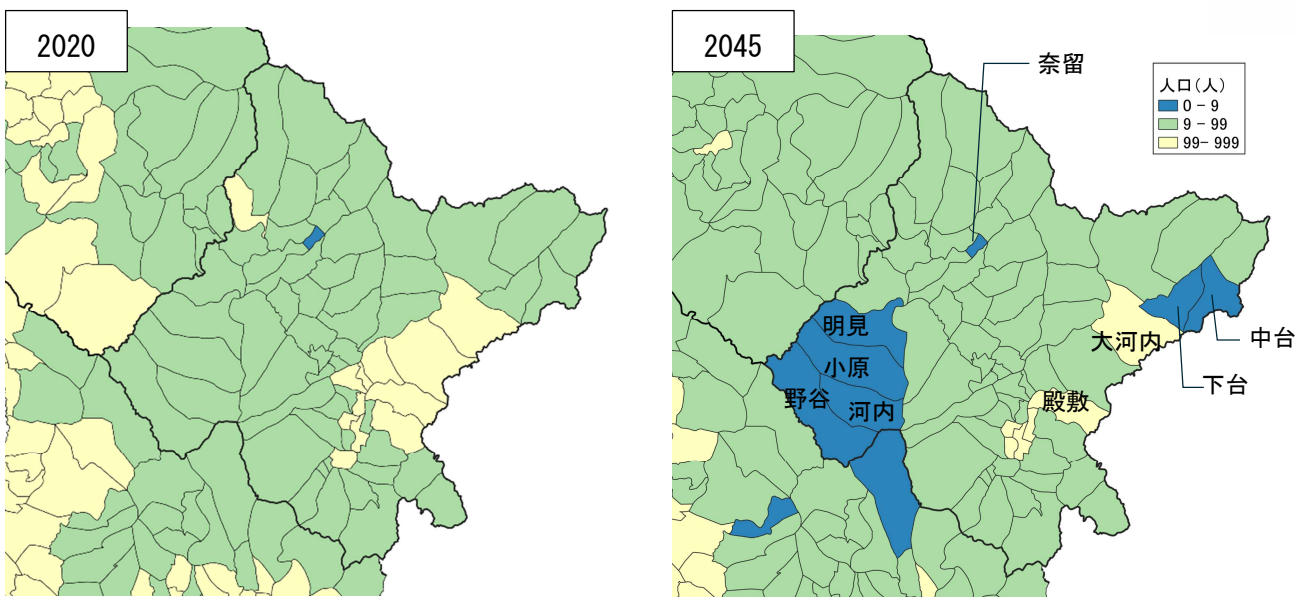


■高齢化率の推移



(出典) 実績値：国勢調査
予測値：国立社会保障・人口問題研究所(2023 年推計)

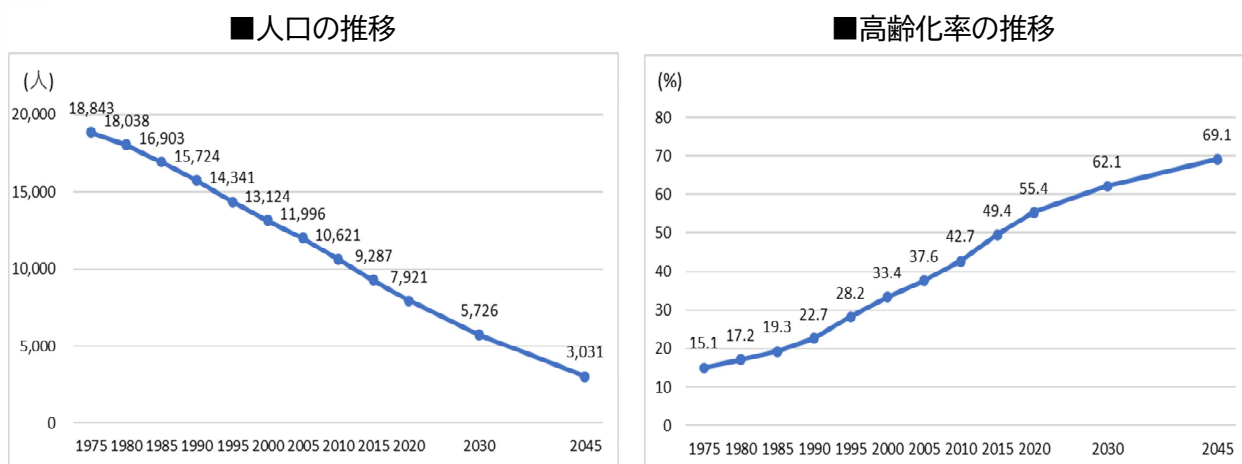
■人口の分布



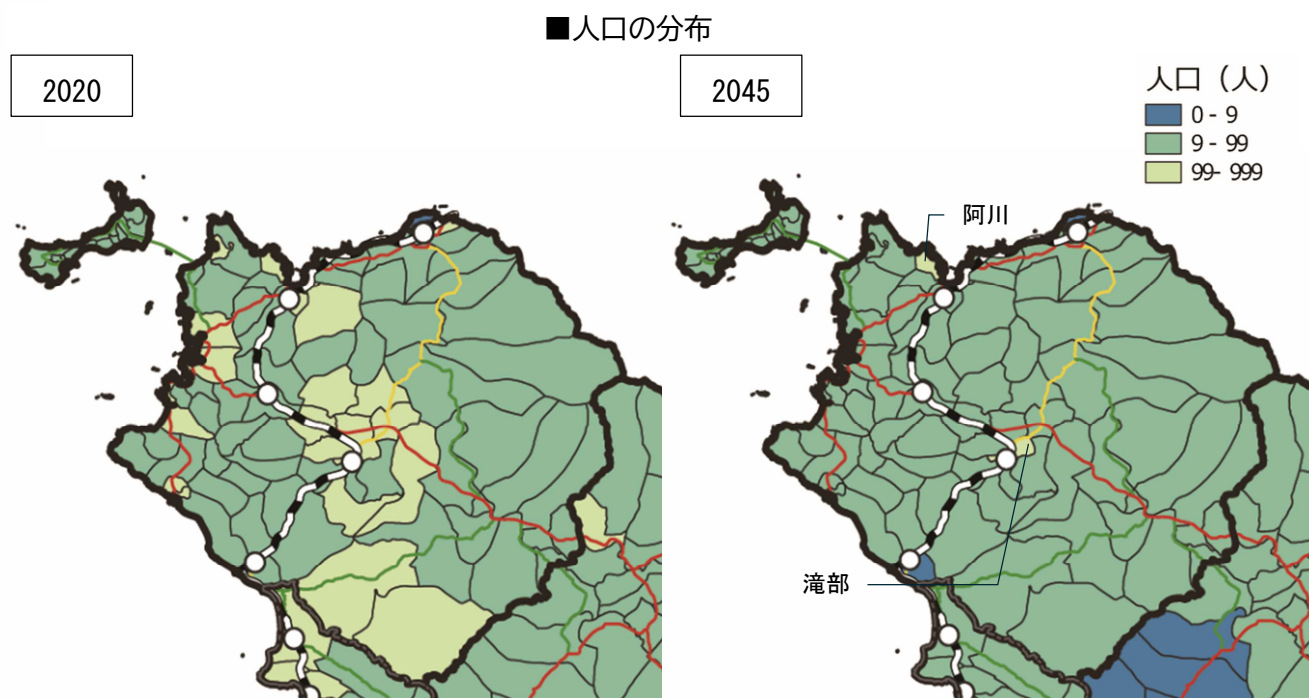
(出典) 実績値：国勢調査
予測値：将来推計人口（地域の農業を見て・知って活かす DB/農林水産業）

②豊北地域

- ・地域の人口は減少傾向となっており、2020年時点で7,921人である。これは1975年（第2次ベビーブーム直後）の約42%である。
- ・今後も減少傾向が続き、2045年には3,031人になると予測されている。
- ・地域の高齢化率は増加傾向にあり、2020年時点で55.4%である。これは1975年（第2次ベビーブーム直後）の約3.7倍である。
- ・今後も高齢化傾向は鈍化しつつも増加が続き、2045年には69.1%になると予測されている。地域の広い範囲で人口が減少する中で、滝部や阿川の集落では比較的人口が維持されることが予測されている。



(出典) 実績値：国勢調査
 予測値：国立社会保障・人口問題研究所(2023 年推計)



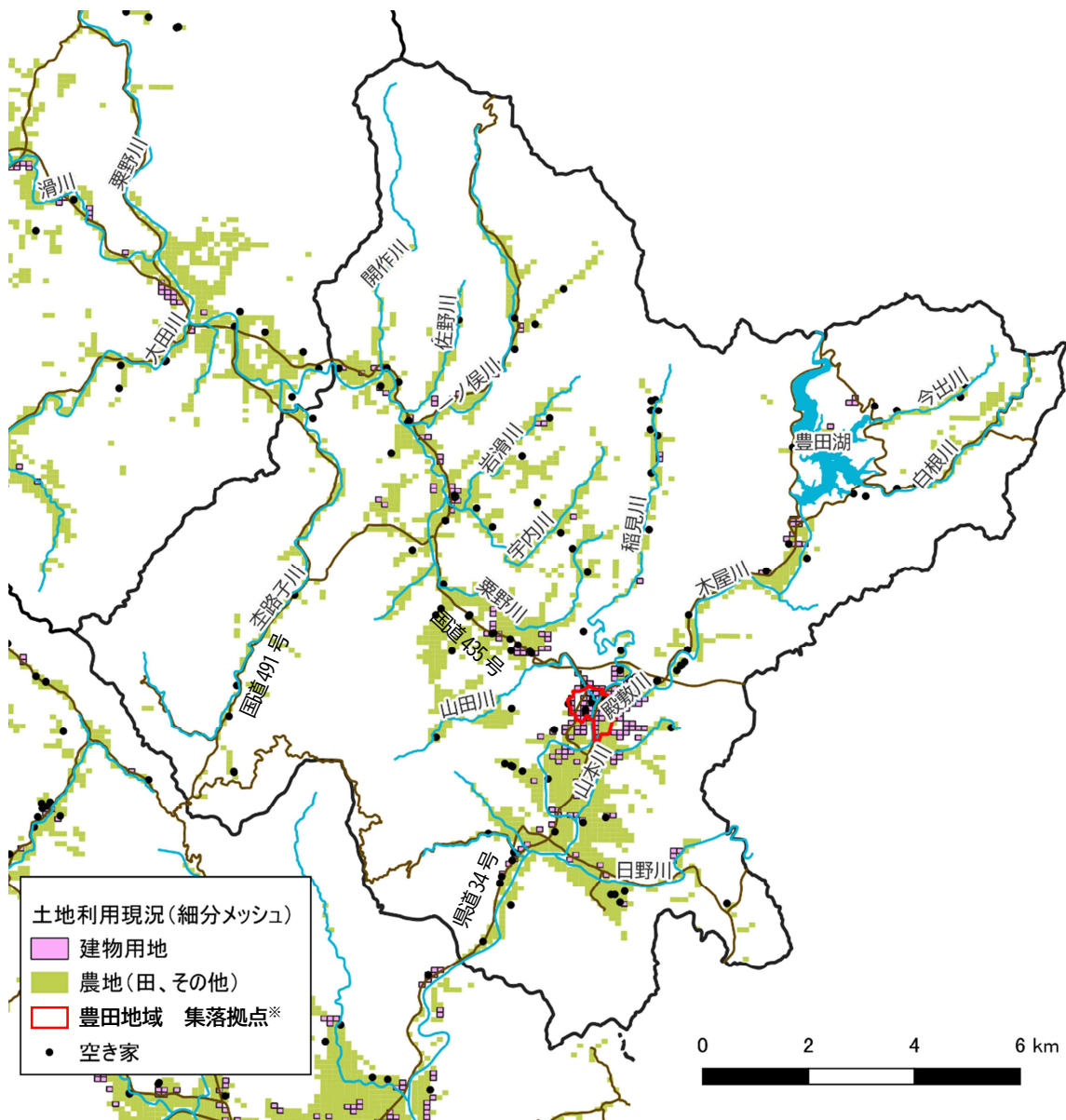
(出典) 実績値：国勢調査
 予測値：将来推計人口（地域の農業を見て・知って活かす DB/農林水産業）

2) 集落の形成

①豊田地域

- ・豊田地域では農林業を主体とした第1次産業が基幹産業となっており、農村集落が形成されてきた。豊田地域の中心に位置する西市地区は旧街道が交差しており、かつては宿場町として栄えた。現在は豊田総合支所、道の駅、スーパー、病院、金融機関、学校などが立地しており、豊田地域における拠点としての機能を有している。このため、都市計画マスタープランでは、豊田総合支所周辺を集落拠点として位置付け、まちの機能維持や日常生活サービス維持を方向付けている。
- ・地域内の集落では、人口減少などに伴い、空き店舗や空き地、空き家が点在している状況にある。

■豊田地域の集落拠点※周辺 土地利用現況



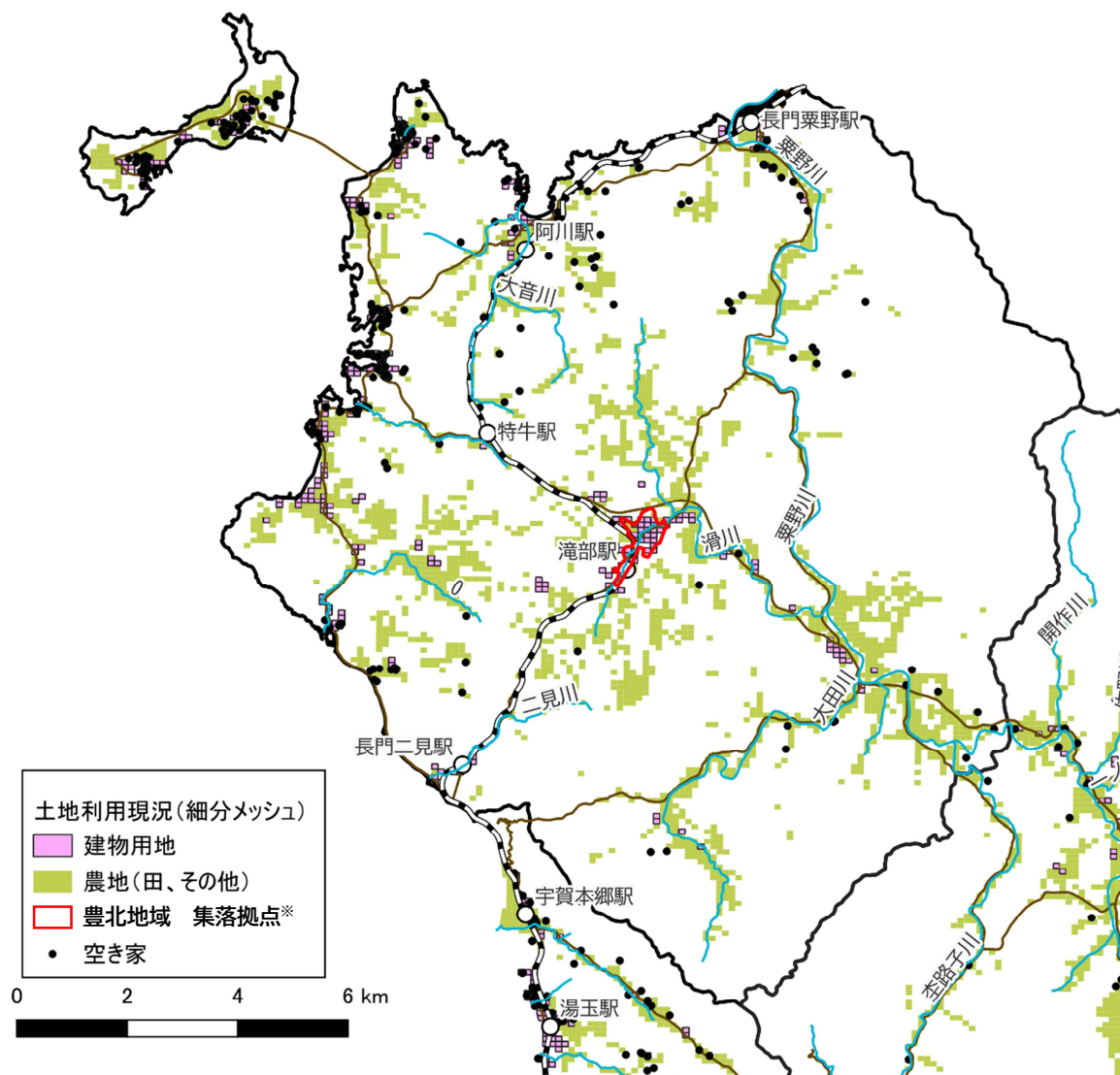
(出典) 土地利用現況(細分メッシュ): 国土数値情報
空き家: 下関市資料

※集落拠点は第4章管理構想図で示すもの。

②豊北地域

- ・豊北地域では農林水産業を主体とした第1次産業が基幹産業となっており、農村集落、漁村集落が形成されてきた。豊北地域の中心に位置する滝部地区は、かつては商売で栄えた土地柄である。現在は豊北総合支所、スーパー、金融機関、学校、健康づくり施設、駅などが立地しており、豊北地域における拠点機能を有している。このため、都市計画マスタープランでは、豊北総合支所周辺を集落拠点に位置付け、まちの機能維持や日常生活サービス維持を方向付けている。
- ・地域内には漁港が7つあり、漁港周辺では集落が形成されている。
- ・地域内の集落では、人口減少などに伴い、空き店舗や空き地、空き家が点在している状況にある。

■豊北地域の集落拠点※周辺 土地利用現況



(出典) 土地利用現況(細分メッシュ): 国土数値情報
空き家: 下関市資料

※集落拠点は第4章管理構想図で示すもの。

■豊北地域の漁港周辺の位置



(出典) 国土数値情報

■漁港データ

漁港名	種別	管理者	漁港地区人口	漁業経営体数
島戸漁港	第2種	下関市	461	30
阿川漁港	第1種	下関市	325	25
肥中漁港	第1種	下関市	147	13
角島漁港	第1種	下関市	405	88
和久漁港	第2種	下関市	384	79
矢玉漁港	第2種	下関市	581	40
二見漁港	第1種	下関市	204	23

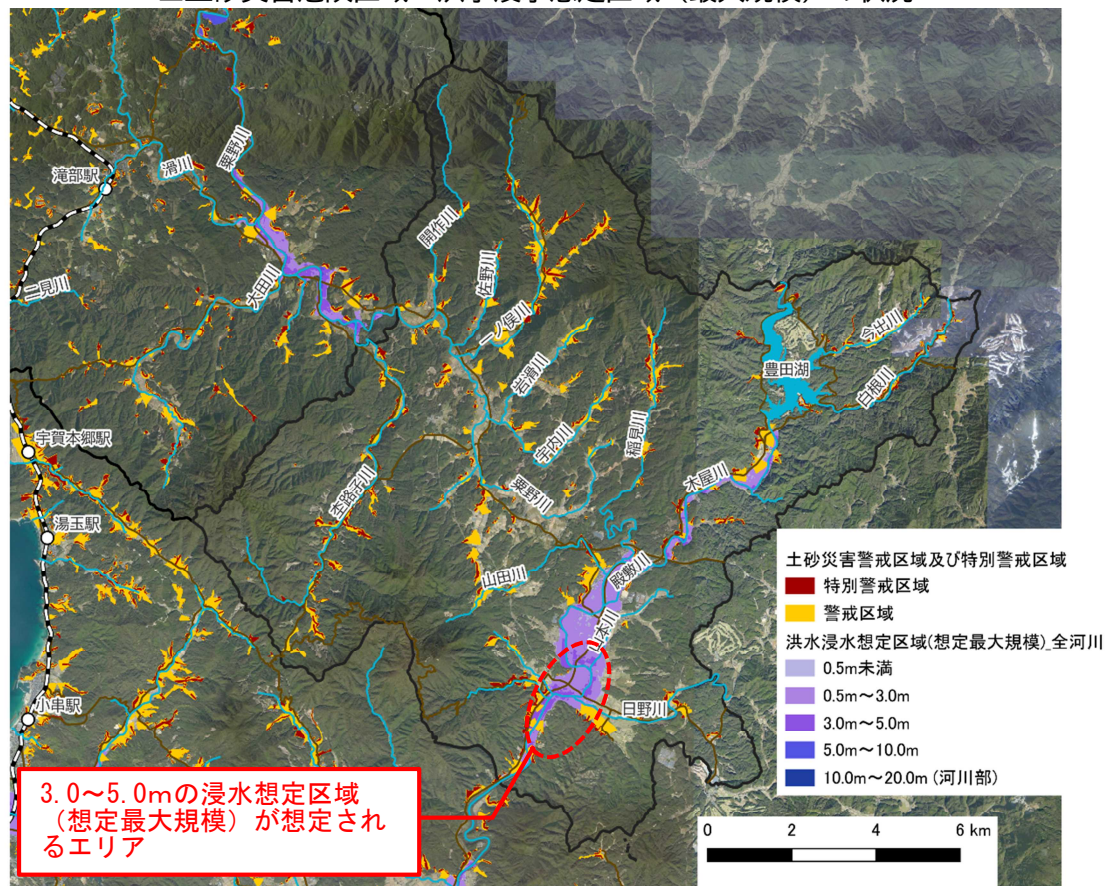
(出典) 山口の漁港 (令和3年3月 山口県)

3) 災害リスク

①豊田地域

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が多くの斜面で指定されている。地域面積のうち、土砂災害警戒区域は約9.3%、土砂災害特別警戒区域は約1.8%を占める。
- ・山本川、木屋川沿いで0.5～3.0mの浸水が想定されており、山本川沿いの一部エリアで3.0～5.0m未満が想定されている。

■土砂災害危険区域・洪水浸水想定区域(最大規模)の状況

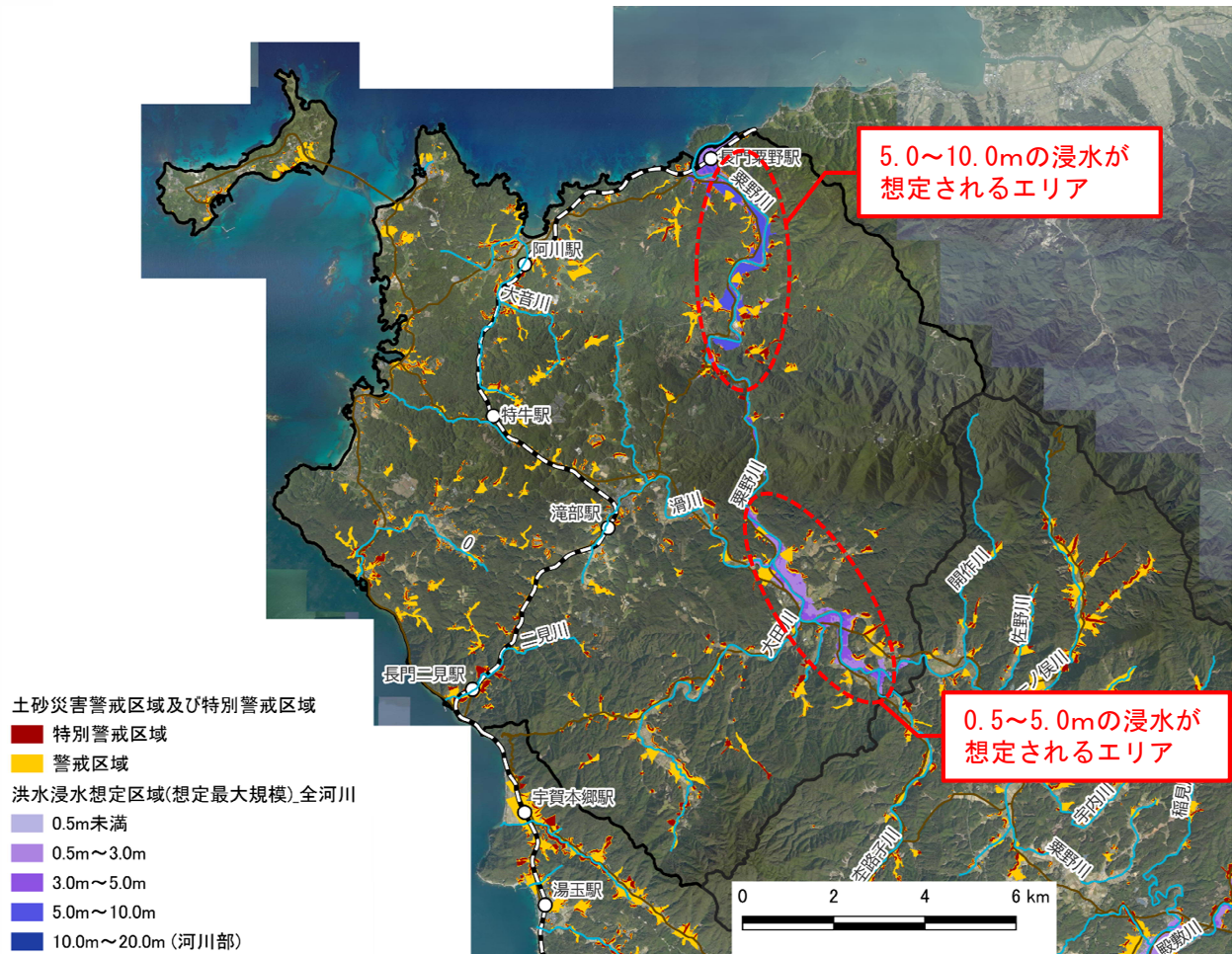


(出典) 下関市資料

②豊北地域

- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が多くの斜面で指定されている。地域面積のうち、土砂災害警戒区域は約 9.1%、土砂災害特別警戒区域は約 1.9%を占める。
- ・粟野川沿いの上流側では 0.5～5.0mの浸水が想定されており、下流側では 5.0～10.0mの浸水が想定されている。

■土砂災害危険区域・洪水浸水想定区域（最大規模）の状況



(出典) 下関市資料

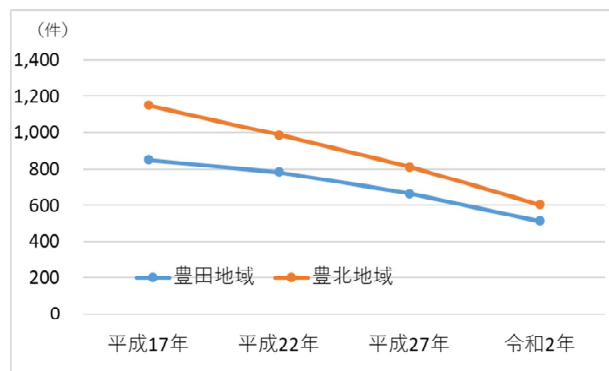
2. 土地管理における現状と課題の整理

(1) 農地の管理における現状と課題

① 高齢化、後継者不足により管理が行き届かない農地への対応

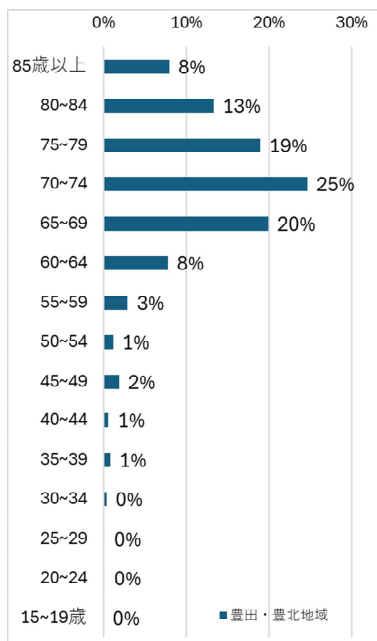
- ・豊田地域、豊北地域ともに、平成 17 年以降、総農家数は減少している。令和 2 年の農業経営体（個人経営体）の基幹的農業従事者を年齢別にみると、70～74 歳が最も多く全体の 25%を占め、65 歳以上では 85%を占める。また、後継者を確保できていない集落が複数存在する。
- ・近年では民間企業が農業参入し、未耕作の農地を集積・集約化し有機農業を行うとともに、新規作物を導入・確立し地域に根差そうと活動している集落もある。
- ・第1章 土地管理に関する現状と課題 1. 基礎的な状況 (3) 集落 で示したとおり、今後益々人口減少・高齢化が進んでいくことが予測されることから、高齢化や後継者不足、農業経営難により管理が行き届かない農地について対応方法などを検討することが必要である。

■ 総農家数の推移



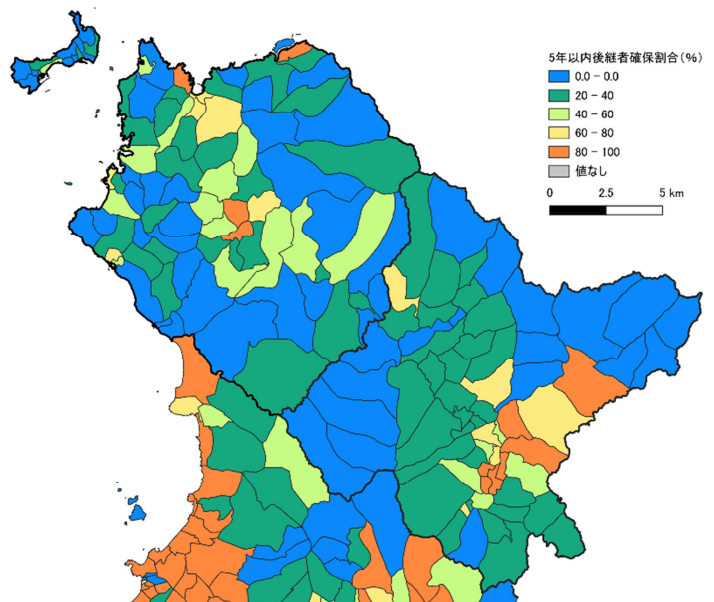
(出典) 農林業センサス

■ 年齢階層別の基幹的農業従事者数
農業経営体（個人経営体）（全市）



(出典) 農林業センサス（令和2年）

■ 5年以内後継者確保割合

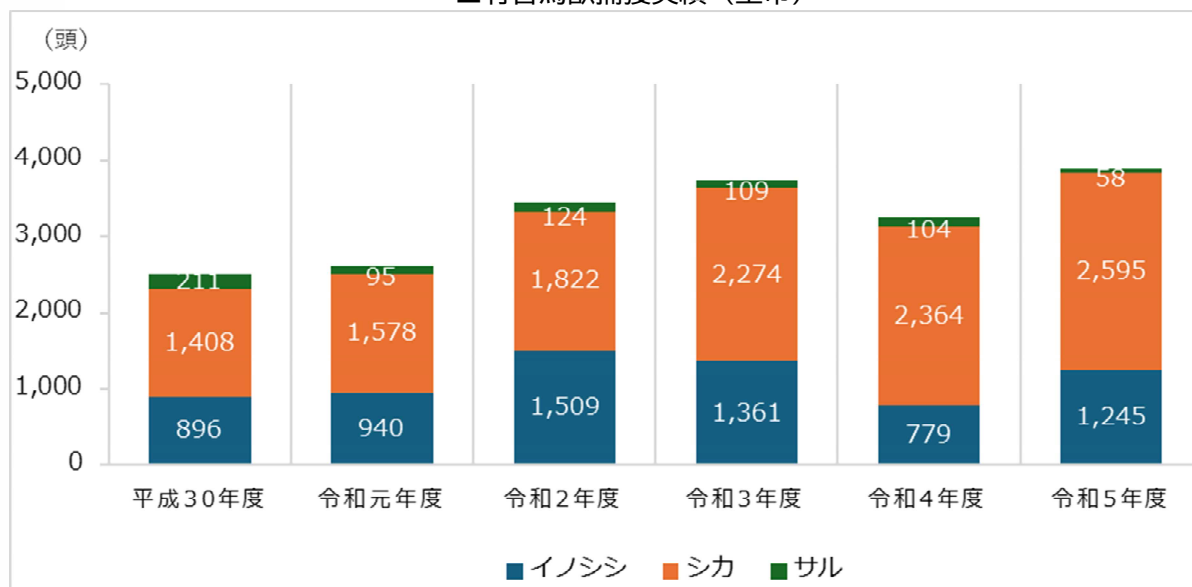


(出典) 農林業センサス（令和2年）

②多発する鳥獣被害への対応

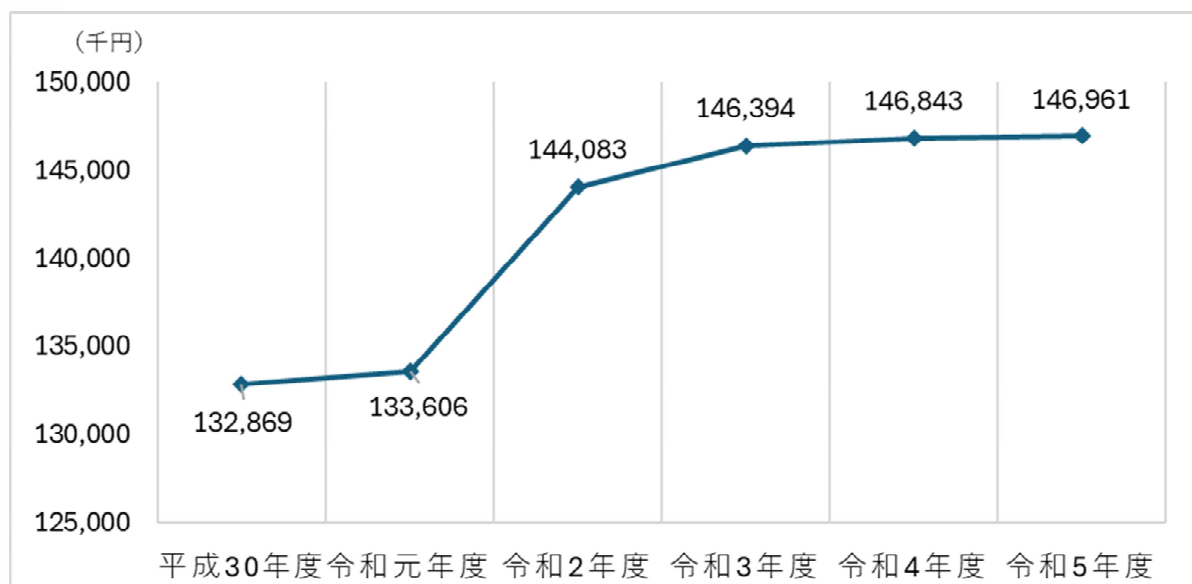
- ・有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ、シカ、サルの捕獲活動を進めているほか、農地の鳥獣被害対策として、鳥獣防止柵の設置などを行っているが、農作物への鳥獣被害は増加しており、農林業被害額は令和5年度時点で約1.5億円である。
- ・引き続き、有害鳥獣被害対策への対応が求められる。

■有害鳥獣捕獲実績（全市）



（出典）下関市資料

■有害鳥獣（主要5獣）による被害額（全市）



（出典）下関市資料

(2) 森林の管理における現状と課題

①管理不十分な森林への対応

- ・豊田・豊北地域の民有林面積は、25,319ha であり、その 73.4%を個人などが所有し管理している。しかし、所有者不明となっている森林の増加や所有者の高齢化などにより、今後の森林整備が困難になることが考えられる。
- ・管理が不十分になる森林への対応が求められる。

■地域総面積・民有林面積

	民有林面積 (ha)					地域総面積に対する割合 (%)			
	県・市	公社・公団	社寺・会社	その他 (個人など)	合計	県・市	公社・公団	社寺・会社	その他 (個人など)
豊田地域	3,017	742	493.50	8,989	13,242	18.5%	4.5%	3.0%	55.0%
豊北地域	1,454	699	1,125.60	8,796	12,074	8.6%	4.1%	6.7%	52.2%
合計	4,471	1,441	1,619	17,785	25,316	13.5%	4.3%	4.9%	53.6%

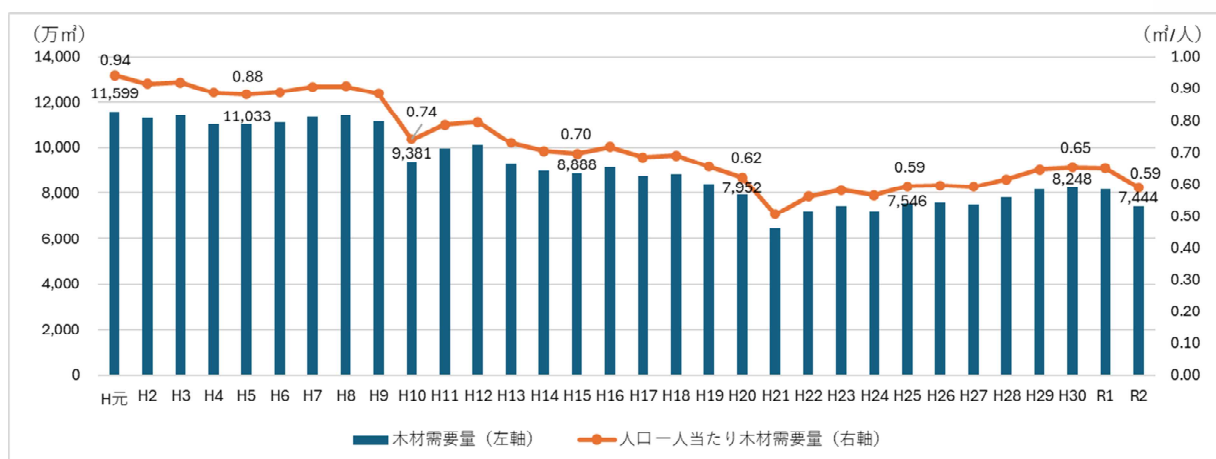
(出典) 地域総面積：下関市都市計画マスタープラン

民有林面積：豊田地域森林計画（令和 6 年 4 月 1 日山口県）

②木材需要の減少に伴う課題への対応

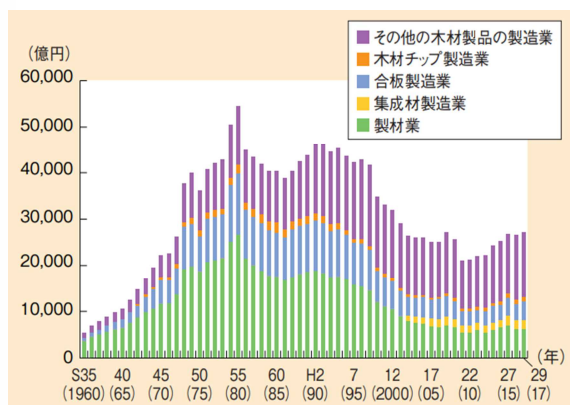
- ・国内の木材需要は、近年横ばいの状況が続いているが、木材・木製品製造業における製造品出荷額などの推移は平成 22 年意向、回復の兆しを見せており、「その他の木材製品の製造業」の伸びが影響している。
- ・下関市森林整備計画（令和 6 年 4 月 1 日）によると、市内では長期にわたる木材価格の低迷、森林所有者の高齢化及び労働者不足など林業諸情勢の悪化により、林業経営は厳しい状況となっている。
- ・木材需要の減少に対して、製材だけでなく 6 次産業化を含めた対応が求められる。

■我が国の木材需要の推移



(出典) 木材需給表（林野庁）

■木材・木製品製造業における製造品出荷額などの推移



注1：従業者4人以上の事業所に関する統計表。

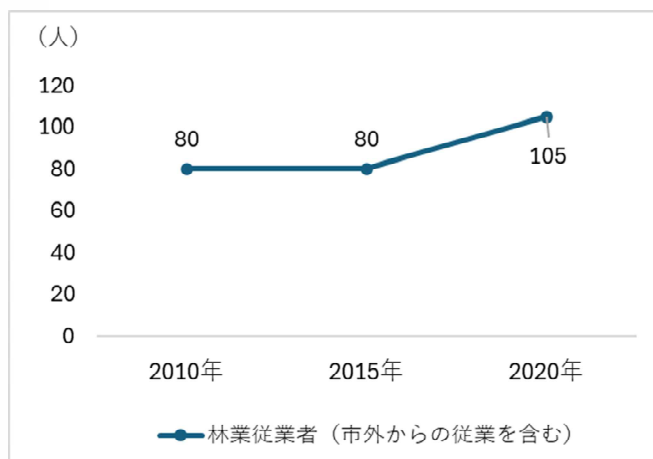
2：平成13（2001）年以前は「合板製造業」の額に「集成材製造業」の額が含まれる。

（出典）経済産業省「工業統計表」（産業編及び産業別統計表）、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（産業別集計（製造業）「産業編」）

③林業従業者の確保

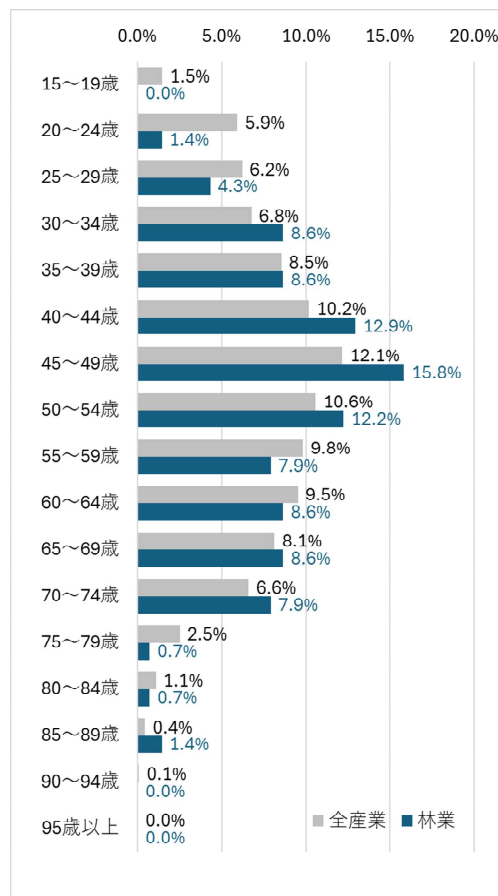
- ・本市で林業に従事する雇用者は、2010年から横ばいに推移してきたが2020年に増加している。
- ・林業就業者の年齢構成を見ると45～49歳代が最も多い一方で、65歳以上は約20%を占める。全産業と比較すると15～29歳の割合が少ないことから、持続可能な林業の発展に向けて、引き続き若い世代の就業者を確保していくことが求められる。

■林業従業者数の推移（全市）



（出典）国勢調査

■年齢別林業就業者（全市）



（出典）国勢調査 2020 年

(3) 集落における暮らしと課題

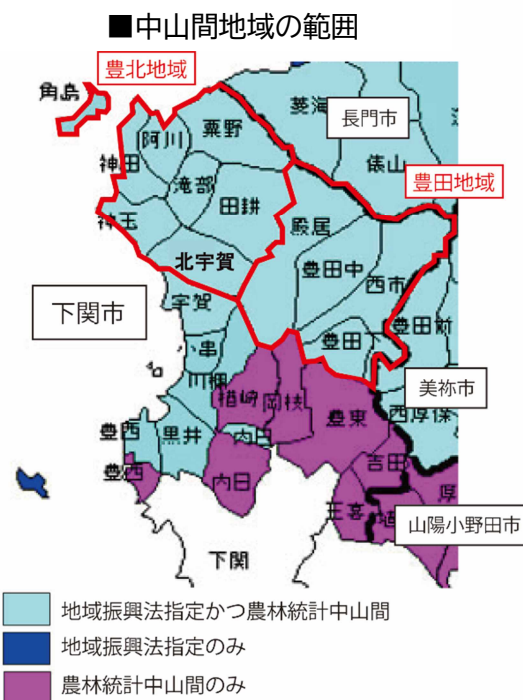
①生活環境基盤の維持・保全

- ・豊田地域、豊北地域は、地域振興法（5 法）及び農林統計における中山間地域に指定されている。将来的に広い範囲で少子高齢化による人口減少がすすむことが見込まれる。
- ・生活環境としては、地域の中心部に立地していた商業施設や金融機関などの閉鎖やバスなどの公共交通の減便などの変化が生じているほか、小学校の統廃合が徐々に進んでいる。
- ・中山間地域の暮らしを支える生活基盤や交通の確保など、生活環境基盤の維持・保全が求められる。

②管理されていない空き家、空き店舗への対応

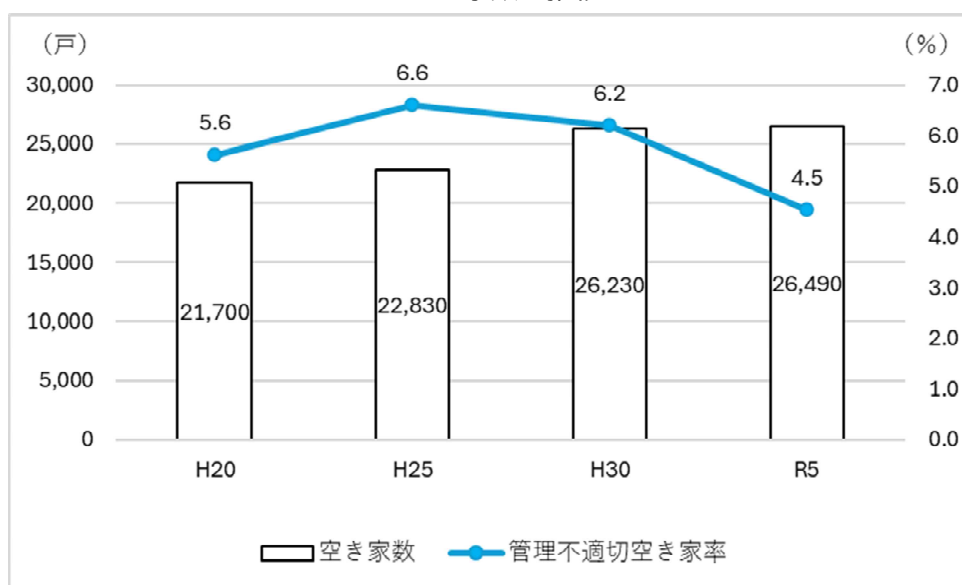
- ・市内の空き家数は増加傾向にあるが、管理不適切な空き家の総住宅数に対する割合は近年減少傾向にある。
- ・令和元年に市が実施した空き家実態調査において、腐朽・破損のある空き家数は、菊川・豊田地区で 200 戸、豊浦・豊北地区において 510 戸となっている。適切な管理がされない要因として、権利関係の複雑化、所有者の経済的理由などがあると考えられる。
- ・管理されていない空き家や空き店舗について、利活用手法の検討を含めて検討する必要がある。

※令和元年に実施した空き家実態調査では、空き家率の把握を「菊川・豊田地区」「豊浦・豊北地区」の単位で行っているため、文章中では本計画の対象外である菊川地域、豊浦地域についても記載している。



(出典) やまぐちつながる未来プロジェクト
中山間地域づくり支援サイト
(山口県 令和 5 年 7 月 14 日現在)

■空き家数の推移

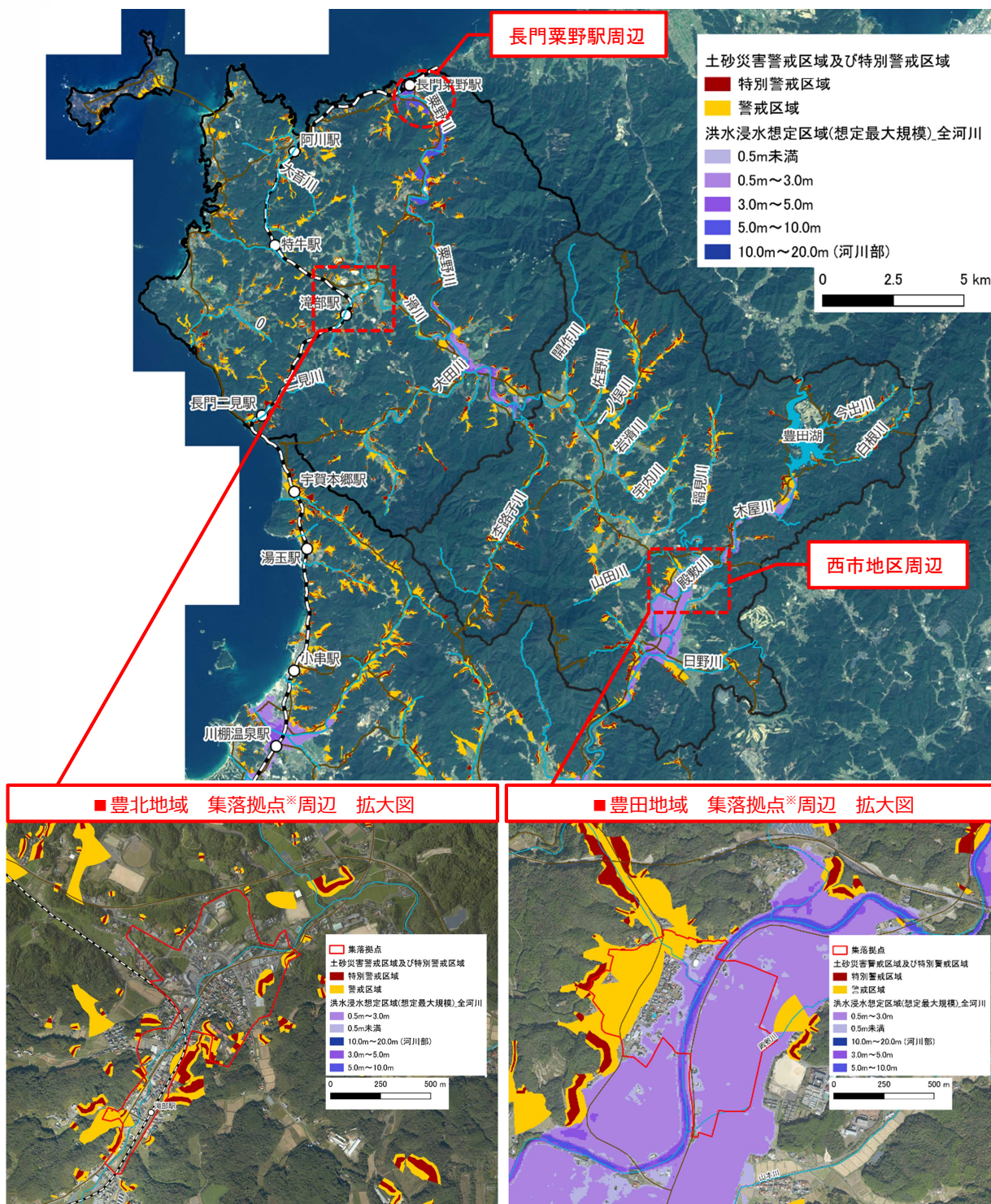


(出典) 住宅土地統計調査

③災害リスクへの対応

- ・豊田地域・豊北地域には、広い範囲で土砂災害警戒区域・特別警戒区域が指定されているほか、浸水が想定されている。
- ・特に豊田地域の集落拠点に位置付けられている西市地区周辺や、豊北地域の長門栗野駅周辺をはじめ、集落と災害リスクエリアが近接していることから対応が求められる。

■土砂災害特別警戒区域・警戒区域及び洪水浸水想定区域



※各地域の集落拠点は第4章管理構想図で示すもの。

(出典) 下関市資料

3. 土地管理の必要性

(1) 農地

①生産性の向上

- ・荒れた農地では作物の生育が不良となり、生産性が低下する可能性がある。農地の適切な管理が生産性の維持、持続的な営農につながる。

②鳥獣被害の軽減

- ・適切に管理されていない農地は、鳥獣の住处や餌場になりやすく、放置することで鳥獣被害が増加する可能性がある。定期的な草刈りや侵入防止柵の整備を行うことにより、被害の軽減、農作物の保護につながる。

③地域社会の維持と発展

- ・農地の管理は、農業生産基盤を支えるだけでなく、地域の活力を維持するために重要である。雇用創出など、地域住民の生活を支える基盤となる。
- ・管理された農地は、美しい農村景観の維持にも貢献し、観光資源としても活用できることが考えられる。

④防災機能の強化

- ・農地の管理は、防災面でも重要な役割を果たす。特に水田は、降雨時に洪水を吸収・調整する役割を持ち、地域の防災機能を高める。

(2) 森林

①生物多様性の保全

- ・森林は、多様な植物や動物の生息地である。間伐や適度な植生管理を行うことで、森林環境が改善され、生物多様性の保全につながる。

②鳥獣被害の抑制

- ・森林の管理が不十分になると、有害鳥獣が農地や集落に下りてくる機会が増え、農作物への被害や住民の生活に悪影響を与える。適切な森林管理により、農地や人里周辺への出没を減少させ、農林業や住環境などへの被害を軽減できる。

③景観保全と観光振興

- ・森林は材木や木製品などの地域の特産品や木タール観察などの観光資源を支える重要な基盤である。こうした資源を持続的に維持するためには、適切な森林管理が必要である。

④防災機能の強化

- ・森林は水源涵養や土砂崩れの防止、洪水の緩和に重要な役割を果たす。適切な管理を行うことで、土壌の浸透力が高まり、水害や土砂災害のリスクを低減できる。

(3) 集落

①日常生活サービスの維持

- ・集落内の適切な土地管理は居住人口の維持の観点から重要である。ひいては商業施設や医療施設などの一定の居住人口に支えられた日常生活サービスの維持につながる。こうしたサービスが減少すると、住民の生活が不便になり、さらなる人口減少が進む可能性がある。

②住民の生活環境の維持・向上

- ・土地の管理が行き届くことで、空き地や空き家の増加が抑えられ、安全で快適な住環境の確保につながる。特に、空き家は倒壊や犯罪の温床になりやすいため、適切な管理が地域住民の安心感に寄与する。

③防災対策の強化

- ・適切な土地管理は、災害リスクの低減にも貢献する。特に、管理されない空き地や空き家があると、豪雨時に排水不良を起こしやすくなり、洪水や土砂災害の原因となることが考えられる。管理を行うことで、災害時の被害を最小限に抑え、地域全体の安全性を高めることができる。

4. 土地の管理水準の低下の原因と影響

(1) 農地

①管理水準の低下の原因

- ・農業従事者の高齢化に伴う担い手不足により、農地管理が難しくなっている。
- ・小規模農家では、作物価格の変動や設備投資などによる影響を受けやすく、農地維持が困難となる。
- ・水利のない農地や地形的に奥まっている農地では、営農の困難さや集約化の難しさが管理の低下につながっている。

②管理水準の低下による影響

- ・農地の管理が不十分になることで、以下のような影響が考えられる。
 - 有害鳥獣の住处となり、周辺農地の農作物への被害増加
 - 害虫増加による農作物の病虫害リスクの増加
 - 雑草による水路、排水溝の詰まり
 - 景観の悪化
 - 枯れた草が残ることで、乾燥する季節では火災リスクの増加

(2) 森林

①管理水準の低下の原因

- ・林業従事者の高齢化に伴う担い手不足により、森林管理が難しくなっている。
- ・個人所有の森林では管理に対する意識が低く、放置されている森林が存在する。
- ・木材価格の変動や高い搬出コストにより、間伐や森林管理の経営が困難となる。

②管理水準の低下による影響

- ・森林の管理が不十分になることで、以下のような影響が考えられる。
 - 森林が荒れることで、餌や住处を失った有害鳥獣が集落や農地へ移動し、農作物や人家への被害が増加
 - 荒れた森林は水源涵養機能が低下し、洪水や土砂崩れといった災害の発生リスクが増大
 - 適切な間伐などが行われないことにより、木の成長不良や病虫害の拡大につながり、木材資源の質が低下
 - 景観への悪影響
 - 周辺道路の交通安全性の低下
 - 間伐が不十分で枯れた木や落ち葉が増えることで、火災の原因となる可燃物が蓄積し、乾燥した季節には森林火災の発生リスクが増大

(3) 集落

①管理水準の低下の原因

- ・人口減少や高齢化は空き家の増加や施設の維持管理に必要な人手不足につながる。
- ・また人口減少に伴い、一定の居住人口に支えられた日常生活に必要な機能の縮小が進む。生活に必要なサービスが不足することで、さらなる人口減少につながる。
- ・空き家所有者の高齢化や遠方在住により、適切な管理が行われず、建物の老朽化が進行している。

②管理水準の低下による影響

- ・集落の管理が不十分になることで、以下のような影響が考えられる。
 - 放置された空き家は倒壊の危険があるとともに、地域の防犯上のリスクも高まる。
 - 管理が不十分な空き地や空き家は、地域の景観を損なう要因となる。
 - 管理されていない空き地や空き家は、鳥獣の住処になる可能性があり、住環境への影響や農作物への被害拡大が懸念される。
 - 地域特産品の生産や伝統行事に係る担い手不足により、地域文化や経済基盤が衰退する恐れがある。

第2章 土地管理に関する基本構想

1. 土地管理に関する基本的な考え方

第1章の現状と課題の整理を踏まえて、本市における土地管理に関する基本的考え方については、以下のとおりとする。

農地や森林・豊かな自然と人々の暮らしが共生する、持続的な地域づくり

2. 土地管理の目標

○持続的な資源利用の確立

- ・農林水産業の施策・取組と連携し、地域の農地や森林を適切に管理しながら、農林水産物や多様な地域資源を持続的に活用できる状況を確立する。

○生態系と自然環境の保全・災害に強い地域環境の構築

- ・適切な管理を行うことにより森林の持つ公益的機能の保全を図る。
- ・自然災害の被害を最小限にするため、河川、海岸、道路などの防災機能の強化や自然災害時の輸送路などの確保を図ることで、災害に強いまちづくりを進める。
- ・集落における防災機能の強化を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める。

○地域経済の発展・集落コミュニティの維持

- ・農林水産業や観光産業、生活関連産業を基盤とした地域産業を育成し、地域の雇用を生み出すことで、地域経済の発展を図る。
- ・空き家、空き店舗については、適切な管理に向けた取組や利活用を進める。
- ・集落拠点周辺ではまちの機能、日常生活サービスの提供を維持する。

3. 都市計画マスタープランに示す地域の将来像

(1) 将来都市構造

- ・都市と自然の共生を図りながら、市民の安全で暮らしやすい生活を支え、多様な交流や活力を生み出し、都市の魅力を高めるための将来都市構造の構築を目指す。



(出典) 下関市都市計画マスタープラン

①拠点

- ・豊田地域、豊北地域には「集落拠点」の位置付けがあり、身近な地域における日常生活サービス維持のための拠点として位置付け、集落ごとに小さな拠点の形成を図る。

②都市骨格軸

- ・山陰・山陽、九州方面との広域的な人流・物流及び地域経済の活性化を担う軸として位置付ける。
- ・集落拠点は、市内の都市拠点や地域拠点、市外と連携軸で結ぶ。

③都市計画区域

- ・豊田地域、豊北地域は、開発圧力が低く、また豊かな自然環境の保全及び農林水産業の進行を図る目的があることなどから、都市計画区域を定めていない。
- ・都市計画法における規制はない（規模によって開発許可が必要となる場合がある）が、国土利用計画法、農地法、森林法などの法令により土地利用の規制などがある。

(2) ライフスタイルのイメージ

- ・豊田・豊北地域では、「多自然型」で示すライフスタイルのイメージが展開されることを想定する。

<多自然型>

- ・海や山など豊かな自然が身近にあるゆとりある住宅に住み、近くには特産品販売などコミュニティや交流の場もあり、一定の生活サービスを受け入れられ、自家用車や地域の公共交通を利用して、市街地に買い物や通院に出かけることもできる。
- ・ホテルなどの自然観察などが定期的に行われ、多世代の交流を楽しむことができる。

■ライフスタイルイメージ

まちなか 居住型	○都市や地域の拠点近くや住宅地に住み、歩いて行ける範囲にはスーパーや病院、文化施設や福祉施設があり、子どもから高齢者まで、歩いて便利に日常生活を送ることができる。 ○オープンスペースなどを利用して、様々なイベントを楽しむことができる。	
郊外型	○市街地周辺や地域拠点周辺のゆとりある住宅に住み、近くの拠点に集積する生活利便施設を利用することができる。地域で支え合いながら、公共交通（鉄道やバス）を利用して市街地方面にもアクセスしやすい。 ○農産物販売所や農地などを活用して、週末には多くの人を訪れ、農業とのふれあいを楽しむことができる。	
多自然型	○海や山など豊かな自然が身近にあるゆとりある住宅に住み、近くには特産品販売などコミュニティや交流の場もあり、一定の生活サービスを受けられ、自家用車や地域の公共交通を利用して、市街地に買い物や通院に出かけることもできる。 ○ホテルなどの自然観察などが定期的に行われ、多世代の交流を楽しむことができる。	

(出典) 下関市都市計画マスタープラン

4. 土地管理の方向性

- ・地域の農地、森林、集落について、法的な位置付けや現状を踏まえゾーニングを行い、ゾーンごとに土地管理を進める。

(1) 農地

- ・地域の農地について、農業を積極的に進める「A 生産振興ゾーン」、担い手を確保しつつ、育てやすい作物に変えて農業を継続する「B 生産の場保全ゾーン」、積極的に農業を行わなくても、荒れないよう保全的な管理を行う「C 生活環境保全ゾーン」にゾーニングを行い、適切な管理を進める。
- ・ゾーニングを問わず、鳥獣被害の実態に応じて下関市鳥獣被害防止計画に基づき対策をすすめる。

ゾーン	土地管理の方向性
A 生産振興ゾーン	●農業を積極的に進める ・高収益作物や先進的な農業技術を活用し、収益につながる農業を実施する ・農業インフラを生かし、労働力確保とともに地域の農業をけん引する
B 生産の場保全ゾーン	●担い手不足に対応しつつ、育てやすい作物に変えて農業を継続する ・労力を軽減できる作物に転換し、栽培を続けることで、農地を維持する ・簡便な農業技術の導入と地域農業者への支援を強化し、持続可能な生産活動を維持する
C 生活環境保全ゾーン	●土地の荒地化などを防ぐため、自然環境の維持に向け、保全的な管理を行う

(2) 森林

- ・地域の森林について、森林の有する公益的機能を発揮するよう保全する「A 積極的保全ゾーン」、森林資源の持続可能な活用を目指す「B 積極的活用ゾーン」、生活環境の保全に向けた森林管理を行う「C 生活環境保全ゾーン」、所有者による状況確認を行う「D 環境見守りゾーン」にゾーニングを行い、適切な管理を進める。

ゾーン	土地管理の方向性
A 積極的保全ゾーン (保全活動推進)	●森林が有する公益的機能を発揮するよう保全に努める。
B 積極的活用ゾーン (林業施業維持促進)	●森林資源の持続可能な活用を目指す ・林業や6次産業化を通じて、木材の利用や地域経済の活性化を図る。
C 生活環境保全ゾーン	●生活環境に与える影響を考慮し、持続可能な森林管理を行う。
D 環境見守りゾーン	●森林の荒廃を防ぐため、所有者による状況確認を行う

(3) 集落

- 農業や漁業、林業などの基幹産業に係る機能や生活環境の保全に向け、空き家などの管理や災害への対応など、集落の管理を行う。
- 集落拠点では、地域の日常生活サービスの維持・誘導を行う。

※ゾーニングは現状をふまえ大まかな範囲を示すもの。今後、関連する計画や施策、農業従事者、林業従事者、地域の意向などにより、土地管理の方向性が変わることを妨げるものではない。

第3章 土地管理の方針

1. 土地管理の方針

(1) 農地の管理方針

A 生産振興ゾーン

- ・法人化を含めた担い手が確保できる農地を中心に、生産基盤となる農地を保全する。
- ①高収益・高付加価値作物の栽培促進
 - ・土壌の適正や市場需要に基づき、収益性の高い作物の導入を進める。
 - ・最新の農業技術（スマート農業など）を導入し、効率的な生産を促進する。
- ②担い手の確保・育成
 - ・地域の労働力確保に向け、技術向上のための研修や教育プログラムを提供する。
 - ・新規就農者の支援や移住促進を通じた、農業の担い手を確保する。
- ③集落のまとまりで農地を管理・整備
 - ・農家が減少していく中で、担い手の確保にもつながる法人化を図る。
 - ・地域内で法人組織が連携していくために、集落程度のまとまりで農地の管理・整備を実施することを検討する。

B 生産の場保全ゾーン

- ・担い手の確保が難しくなっている農地や圃場整備などを行っていない農地については、栽培しやすい作物に変えるなどの工夫を検討する。
- ①育てやすい作物への転換
 - ・労力の少ない作物（例：蜜源作物、飼料作物など）への転換を図り、担い手不足の状況でも持続可能な農業を実現する。
 - ・耐病性や耐乾性の高い作物を選定し、管理負担の軽減と安定生産を目指す。
 - ・栽培作業を効率化するために、簡便で操作が容易な農業機械や設備の導入を行う。
- ②6次産業化の推進
 - ・生産した作物を加工品や商品化する取り組みを進め、地域での付加価値創出を図る。
 - ・道の駅などと連携し、農産物の加工・販売を行うことで、地域の雇用創出や農業収益の増加に寄与する。
- ③地域農業者の支援強化
 - ・高齢農家や小規模農家への支援を強化し、栽培技術の簡略化や収穫作業の軽減を図る。
 - ・集落、地域などによる共同作業を奨励し、農業の維持に向けた連携を強化する。

C 生活環境保全ゾーン

- ・土地の荒廃や土壌流出を防ぎ、周辺集落の環境維持に努め、保全的な管理を行う。
- ①土地の自然保全
 - ・自然植生を活用し、定期的な草刈りや防風林の維持を行い、荒廃を防ぐ。
 - ・定期的に管理することで景観を保全し、土壌流出や雑草の過度な繁殖を防ぐ。
- ②生活環境の維持
 - ・道路や通路などの通行機能を確保し、農地へのアクセスを維持する。
 - ・不要な廃棄物の放置を防止し、生活環境の安全性と美観を守る。

その他

- ゾーニングを問わず、有害鳥獣による被害を抑えるべく、下関市鳥獣被害防止計画に基づき被害防止施策を実施する。

(2) 森林の管理方針

A 積極的保全ゾーン（保全活動推進）

- ・ 国定公園や保安林、国有林、自然公園（特別地域）を対象に、自然環境や生物多様性の保全に向けた管理を行う。

① 森林の有する公益的機能の維持・保全

- ・ 水源かん養に資する機能や保健、休養の場、風致に資する機能、土砂災害、水害を防ぐ機能等、多面的で公益的な森林の有する機能の維持・保全に向けた管理を行う。
- ・ 自然林の保護や植生の維持を図り、生物の生息地の確保、自然の生態系の保全などに向けた管理を行う。

② 保全活動と環境教育の推進

- ・ 森林の持つ機能に関する教育プログラムや自然体験活動などを通じて、環境意識を向上させる。

B 積極的活用ゾーン（林業施業維持促進）

- ・ 林業や 6 次産業化を通じて、木材の利用や地域経済の活性化に向けた管理を行う。

① 持続可能な林業の推進

- ・ 間伐や植林を計画的に行い、森林資源の適正利用を図る。
- ・ 地域で利用可能な木材や木質バイオマスなど、持続可能な森林産業を育成し、地域経済に貢献する。

② 6 次産業化の導入

- ・ 木材加工や副産物を活用した地域製品の開発を促進し、6 次産業化を進める。
- ・ 森林資源を活用した観光やエコツーリズムなどの展開を通じて、森林の魅力を高め、収益を確保する。

C 生活環境保全ゾーン

- ・ 集落周辺や農地の A 生産振興ゾーン、緊急輸送道路沿いなどで、生活環境の保全に向けた森林管理を行う。

① 野生鳥獣との棲み分け・共生

- ・ 野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯としての効果を発揮するよう森林の管理を行う。
- ・ 野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林への転換などの工夫を行う。

② 緊急輸送道路沿いの安全確保

- ・ 緊急輸送道路沿いの樹木管理を行い、倒木や枝落ちなどのリスクを低減する。

③ 管理に係る労力を抑える工夫

- ・ 保育・管理コストの低減のため、長伐期施業を行う。

D 環境見守りゾーン

- ・ 森林の荒廃を防ぐため、必要最小限の管理を行う。

○ 森林の所有者による状況確認を行う。

(3) 集落の管理方針

①基幹産業に係る機能や既存集落の保全

- ・ほ場や農道、港湾、漁港など地域の基幹産業に係る機能や、それらを含む既存の農村、漁村集落について、地域の実情に応じて保全に努める。

②空き家、空き店舗など遊休不動産の活用

- ・集落内に増加する空き家は、地域の活力維持、鳥獣被害の防止、地域の安全・安心に向け、活用できる仕組みづくりを検討する。
- ・下関市リノベーションまちづくりガイドラインに基づき、地域の空き家、空き店舗などの遊休不動産を利活用してまちの新たな雇用と産業を生み出し、不動産単体だけでなくまちの価値を高める取り組みを進める。
- ・魅力ある地域の生活や暮らしなどの情報を発信し、移住施策を推進する。

③災害への対応

- ・土砂災害や洪水、高潮、津波による浸水被害から人命や生活環境基盤、基幹産業に係る機能、まちの機能・日常生活サービスを守るため、防災ハード施設の整備や警戒避難対策などに総合的に取り組む。
- ・集落拠点とその他集落とを繋ぐ生活に必要な道路、鉄道や緊急輸送道路の防災対策、災害時に代替路として機能する山陰道の整備を促進する。
- ・災害リスクの高い区域から災害リスクの低い区域への移転を進める。
- ・土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」を必要に応じて活用する。

【防災に関する目標】

- ・各地域の人口に対する土砂災害特別警戒区域内に居住する人口の割合

	現状値 (令和6年(2024年))	目標値 (令和22年(2040年))
豊田地域	3.9%	3.9%未満
豊北地域	6.2%	6.2%未満

(出典)

人口：令和2年国勢調査5次メッシュ(250mメッシュ)人口及び世帯
土砂災害関連：国土数値情報土砂災害警戒区域データ(令和4年)
から下関市分析

④集落拠点における日常生活サービスなどの維持・誘導

- ・下関市都市計画マスタープランで位置付ける総合支所周辺の集落拠点について、本構想において、区域を即地的に設定し、地域における、まちの機能・日常生活サービス、観光交流機能の維持・誘導を図る。
- ・地域の日常生活に必要なサービスが享受できるよう、地域の人アクセスしやすいエリアにおいて日常生活機能の立地を誘導する。
- ・集落拠点は、市内の地域拠点や都市拠点、市外と連携軸を形成できるよう、交通動線を確保する。
- ・想定する、まちの機能、日常生活サービス施設は次のとおり。

まちの機能・日常生活サービス	施設例
行政施設	総合支所庁舎など
食料品、日用品販売	スーパーマーケット、ホームセンターなど
身近な医療福祉	病院、診療所、福祉施設
子育て、地域文化、集会	子育て支援センター、図書館、生涯学習センターなど
交通結節	鉄道駅、バス停など
金融、組合	銀行、JA など

⑤その他

- ・道の駅については、観光や地方創生の拠点としてだけでなく、災害時の防災拠点になりうるもの、まちに必要な機能として位置付ける。
- ・道の駅の持つ機能を最大限発揮するよう施設の管理や整備について検討する。

2. 実質的な土地管理に向けて

- ・市が策定主体である本構想は、豊田・豊北地域全域を対象としており、詳細な土地管理の方針を示しているものではない。
- ・詳細な土地管理については、土地所有者や農業従事者、林業従事者、地域の意向などをふまえ、地域管理構想や地域計画（人・農地プラン）などの制度を活用し、より実質的な方針を定め、取組を進める必要がある。

第4章 管理構想図

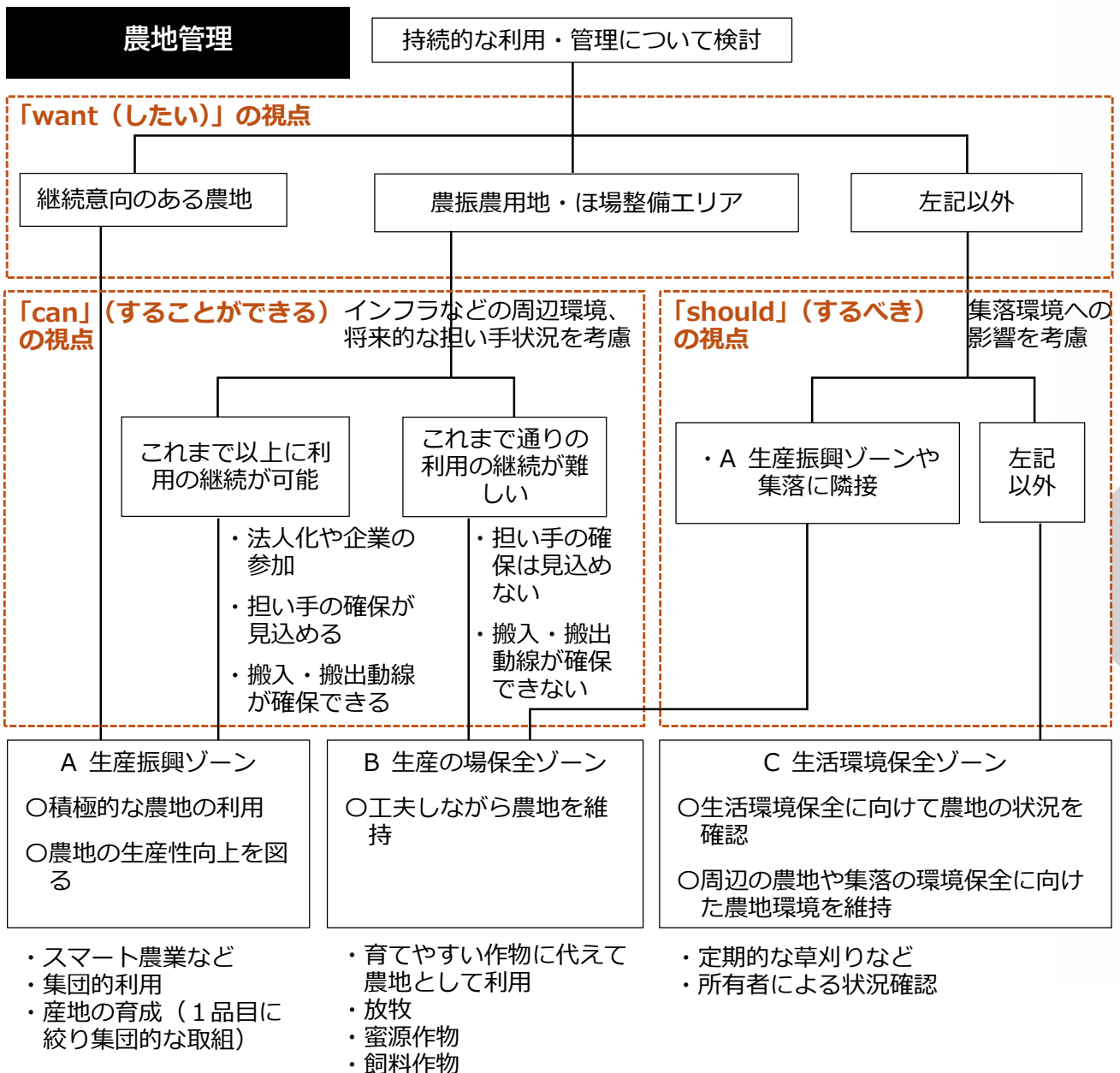
1. 管理すべきエリアの考え方

- ・農地、森林、集落の適切な管理に向け、“want（したい）”“can（することができる）”“should（するべき）”の視点から管理すべきエリアを検討・抽出する。

（1）農地

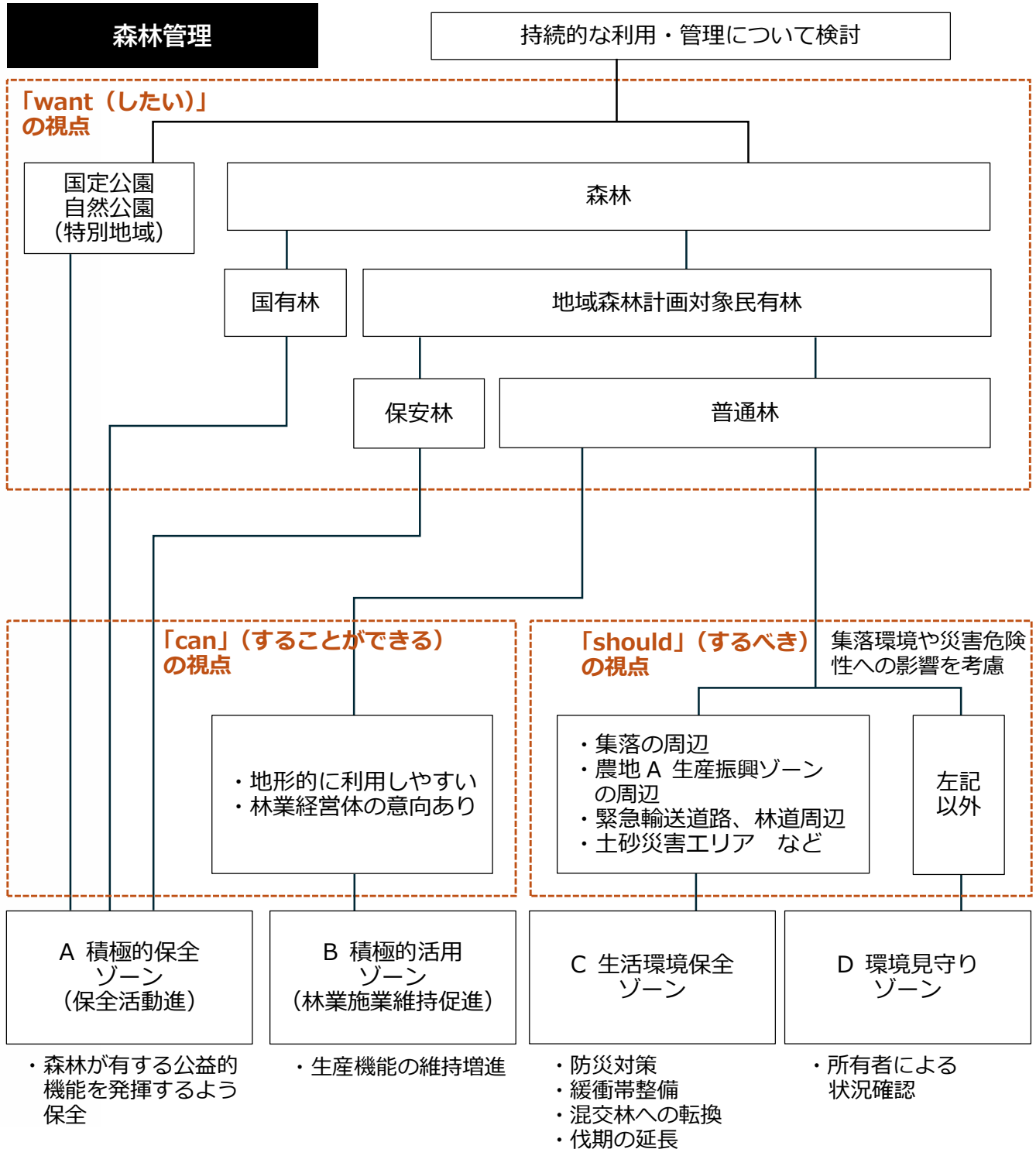
- ・A 生産振興ゾーンは、継続意向のある農地や、農振農用地※やほ場整備された担い手が見込める農地を対象とする。
- ・B 生産の場保全ゾーンは、農振農用地やほ場整備された農地でありながら、担い手が見込めない農地を対象とする。またその他の農地において、A 生産振興ゾーンや集落に隣接した農地も対象とする。
- ・上記以外の農地を C 生活環境保全ゾーンとする。

※農振農用地 農業上の利用を図るべき土地として、下関農業振興地域整備計画において定めた土地。



(2) 森林

- ・ A 積極的保全ゾーンは、国定公園や自然公園（特別地域）、国有林、保安林を対象とする。
- ・ B 積極的活用ゾーンは、地形的に利用しやすい、あるいは森林組合など林業経営体の意向のある森林を対象とする。
- ・ C 生活環境保全ゾーンは、集落の周辺や緊急輸送道路沿い、土砂災害エリアなどへの影響を考慮して設定する。
- ・ 上記以外の森林を D 環境見守りゾーンとする。



(3) 集落拠点

・集落拠点の具体的な区域は、以下の考え方により設定する。

○下関市都市計画マスタープランにおける集落拠点である総合支所の周辺エリアとする。

○以下の考え方で、日常生活サービス施設が立地しやすく、公共交通や自家用車でアクセスしやすいエリアとする。

①主要幹線道路、幹線道路の沿道 300m、バス停留所から 300m圏

②すでに日常生活サービス施設が連担して立地するエリア

○原則として、農業の生産振興ゾーンは集落拠点から除外する。

○上記エリアを目安とした地形地物などでエリア設定を行うが、現状が森林の場合にはエリアから除外する。

2. 管理構想図の作成の考え方

(1) 農地、森林エリア

- ・ 1. 管理すべきエリアの考え方で抽出した各ゾーンを図示するにあたり、以下の考え方で行う。

	図の色	エリア	作成方針
農地		A 生産振興ゾーン	「want (したい)」 ・ 継続意向のある農地
			「want (したい)」 ・ 農振農用地・ほ場整備エリア かつ 「can (することができる)」 ・ 法人化や企業が参加する農地 ・ 担い手の確保が見込める ・ 搬入・搬出動線が確保できる
		B 生産の場 保全ゾーン	「want (したい)」 ・ 農振農用地・ほ場整備エリア かつ 「can (することができる)」 ・ 担い手の確保が見込めない ・ 搬入・搬出動線が確保できない
			「want (したい)」 ・ 継続意向なし ・ 農振農用地・ほ場整備エリアではない 「should (するべき)」 ・ A 生産振興ゾーンや集落に隣接
		C 生活環境 保全ゾーン	・ 上記以外
森林		A 積極的保全 ゾーン (保全活動推進)	「want (したい)」 ・ 国有林、国定公園、自然公園、保安林の特別地域
		B 積極的活用 ゾーン (林業施業維持促進)	「want (したい)」 ・ 地域森林計画対象民有林 ・ 保安林以外 「can (することができる)」 ・ 基幹路網から 500m かつ傾斜が 35 度以内※
		C 生活環境 保全ゾーン	地域森林計画対象民有林のうち、B 以外 「should (するべき)」 ・ 集落の周辺のエリア ・ 農地 A 生産振興ゾーンの周辺のエリア ・ 緊急輸送道路に隣接しているエリア ・ 土砂災害ハザードエリア、砂防エリア（地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所） ・ 自然公園のその他のエリア ・ 生活環境に影響を及ぼす鳥獣害対策
		D 環境見守り ゾーン	上記以外の森林

※下関市森林整備計画（R6）P20 より、車両系作業システムが可能な範囲として、急峻地を除いた 35 度以内、かつ基幹路網からの最大到達距離の 500m 以内を「can」と想定

<参考>下関市森林整備計画より

・前頁で示す下関市森林整備計画の該当箇所を以下に示す。

区 分	作業システム	最大到達距離（m）		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	クランプル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤード タワヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワヤード	プロセッサ	トラック

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

(2) 集落拠点

- ・集落拠点のゾーニングにあたり、立地を考慮した既存の日常サービス施設は次のとおり。

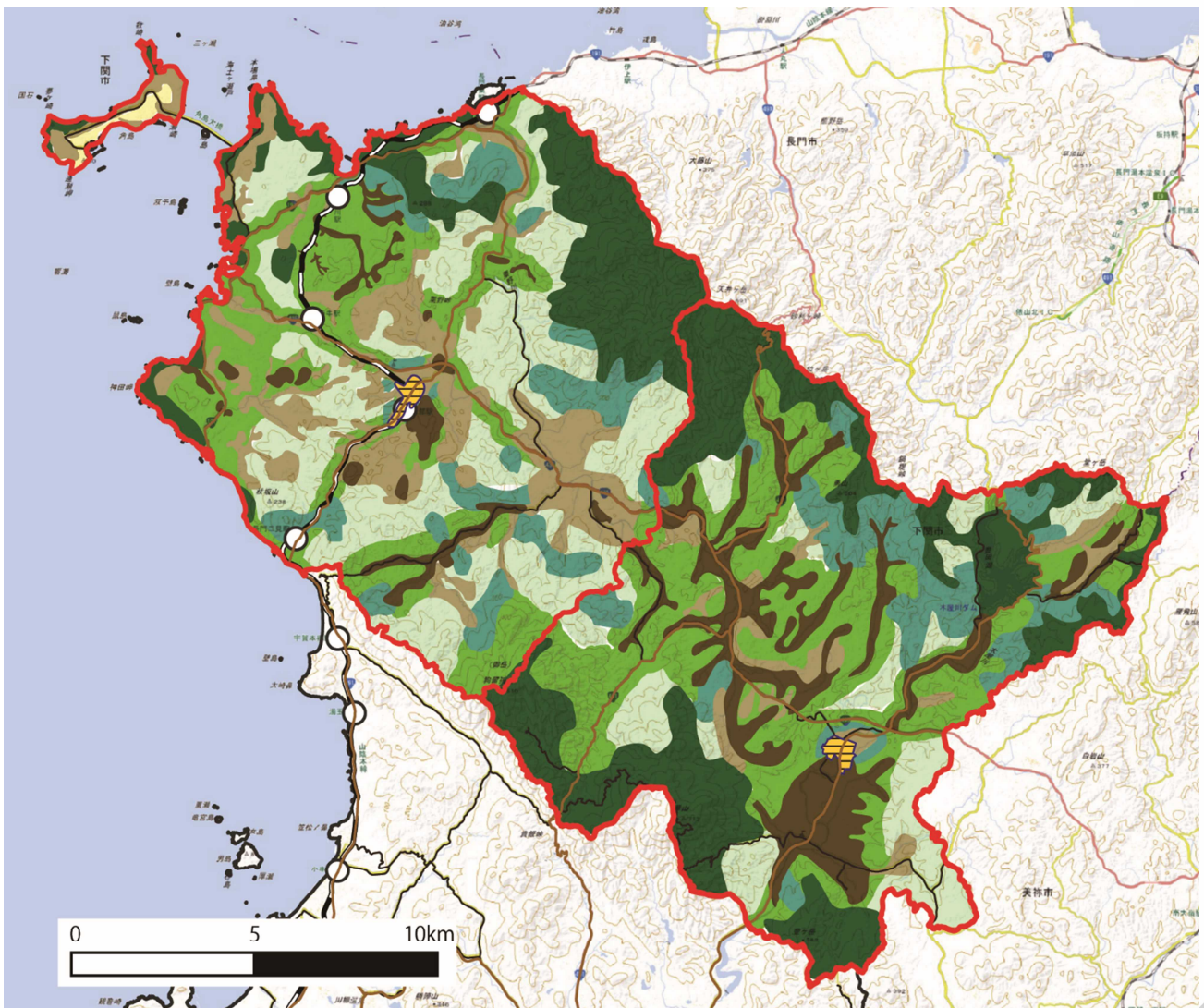
○集落拠点内の既存の日常生活サービス施設

誘導する日常生活サービス施設	既存施設	
	豊田地域	豊北地域
行政施設	・豊田総合支所 ・山口県下関農林事務所 ・シルバー人材センター豊田事務所	・豊北総合支所 ・豊北保健センター
食料品、日用品販売	・ゆめマート豊田 ・サンマート豊田店	・サンマート滝部店 ・直売マルシェ ・ジュンテンドー滝部店 ・ローソン 豊北滝部店
身近な医療福祉	・豊田中央病院 ・なかむら歯科矯正歯科クリニック ・植田歯科医院	・藤井クリニック ・たきべ診療所 ・藤井歯科 ・ひなた薬局 ・介護老人保健施設ももとせ
子育て、地域文化、集会	・豊田武道館 ・豊田生涯学習センター ・西市公民館 ・豊田子育て支援センター ・西市こども園 ・豊田図書館 ・道の駅、西ノ市温泉 蛍の湯 ・豊田ホテルの里ミュージアム	・豊北歴史民俗資料館 太翔館 ・滝部活動拠点施設 太陽館 ・豊北体育センター ・豊北子育て支援センター ・豊北こども園
交通結節	・バス停	・JR 山陰本線 滝部駅 ・バス停
金融、組合	・山口銀行 西市支店 ・JA 山口県 豊田営農センター ・JA 山口県 豊田町支所 ・豊田郵便局	・山口銀行 滝部支店 ・JA 山口県 豊北営農センター ・JA 山口県 豊北町支所 ・滝部郵便局

※小中学校については、人口分布や地域のコミュニティのまとまりにあわせて各地域で政策的に配置されることをふまえ、日常生活サービス施設に設定しない。

3. 管理構想図

(1) 農地、森林エリア



凡 例	
農地エリア	
	A 生産振興ゾーン
	B 生産の場保全ゾーン
	C 生活環境保全ゾーン
森林エリア	
	A 積極的 保全ゾーン(保全活動推進)
	B 積極的 活用ゾーン(林業施策維持促進)
	C 生活環境保全ゾーン
	D 環境見守りゾーン
	集落拠点
	地域界(都市マス地域別)
	道路
	(うち緊急輸送道)
 	鉄道・駅

※ゾーニングは現状をふまえ大まかな範囲を示すもの。今後、関連する計画や施策、農業従事者、林業従事者、地域の意向などにより、土地管理の方向性が変わることを妨げるものではない。

(2) 集落拠点

■豊田地域 集落拠点



第4章

下関市土地管理構想（豊田・豊北地域）

令和7年（2025年）6月策定

発 行 下関市

編 集 都市整備部 都市計画課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
TEL：(083) 231-1932 FAX：(083) 231-4799

ホームページ <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>
